号外第十八号

平成二十年(金曜日)

告

示

特定鳥獣保護管理計画の策定........................ (自然保護課) ... 一

告

示

目

次

青森県告示第二百二十五号

て準用する同法第四条第四項の規定により公表する。 項の規定により特定鳥獣保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第七項におい 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七条第 平成二十年三月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

第2次特定鳥獣保護管理計画 (下北半島のニホンザル)

平成20年3月

森県

删

																				6			5	4	ω	2				
(3) 被害対策14	(1) 人家侵入被害等13~14	⑺ 人的被害12	イ 人的被害及び人家侵入被害等12~14	(4) 佐井村	(ウ) 風間浦村	(1) 大間町	け、むり市	ア 農作物被害10~12	(2) 被害状況10	(オ) 農業及び農家形態	(4) 産業構造	(ウ) 土地利用及び林野状況	(イ) 植生	(7) 気候	イ 生息環境8	(イ) 動向が注目される群れの状況	⑦ 群れ数、個体数及び生息範囲など	ア 個体群の現状4 ~ 8	(1) 生息状況4	現 状4	(2) 交雑問題4	(1) 被害問題3	経 緯3	計画の対象とする区域2	計画の期間	保護管理すべき鳥獣の種類2	(2) 目的及び背景1	(1) 基本方針1	計画策定の目的及び背景1	

	つ 餌などの管理徹底
	骨价
	ア 戸締まりの徹底23
	(4) 住民による自衛23
	ウ 加害群除去22
	イ 個体数調整22
	ア 加害個体の除去22
	(3) 捕獲
	(力) 警戒地域の環境整備
	(オ) 餌やり防止対策
《図表一覧》45~54	(エ) 追い上げ
《参考資料》33~44	(ウ) 追い払い
【別紙-1】二ホンザル被害情報マップ作成要領29~32	(イ) 猿落君
	(7) 電気柵
用宝厂第2节	イ 具体的被害防除対策20~21
ウ 研究や研修の場としての活用及び関連施設の整備27	(イ) 土地区分の定義と管理の方針
イ エコツーリズムなど観光資源としての活用27	(ア) 方針
ア 地域の子供達への環境教育27	ア 被害防除のための土地管理19~20
(2) 環境教育、地域資源としての活用27	(2) 被害防除対策19
(1) 共存に向けた地域住民への普及啓発27	(1) 生息地の保全対策18
10 住民などの普及啓発・合意形成27	8 保護管理のための具体的取組18
(4) 対策の評価及び計画の見直し25~26	(2) 施策の基本方針18
ウ 住民意識の調査24	(1) 保護管理の目標18
イ 被害情報マップの作成24	7 保護管理の目標及び施策の方針18
ア 生息状況モニタリング調査24	(5) 被害対策の体制17
(3) モニタリング24	(4) 捕獲及び成果16
(2) 人材育成24	イ 人家侵入被害等対策16
(1) 計画の実施体制24	(工) 大間町
9 計画の実施及び見直しに必要な事項24	(ウ) 風間浦村
(5) 交雑防止対策24	(イ) 佐井村
オ 被害の補償補填24	(ア) むつ市
エ 被害の少ない作物への転作や作付け方法の改良など23	ア 農作物被害対策14~16

計画策定の目的及び背景 (1) 基本方針

() 基本方針

第2次の「特定鳥獣保護管理計画(下北半島の二ホンザル)」(以下「特定計画」という。)の策定にあたっては、平成19年度で終了する第1次特定計画の基本的な考えを踏襲しつつ、現行計画における保護管理事業の効果・妥当性について検討し、必要に応じ計画の見直しを行った。

目的及び背景

2

下北半島に生息する二ホンザルは、ヒト以外で最も北に生息する霊長類であり、昭和45年に「下北半島のサルおよびサル生息北限地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきた。また、青森県のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。

しかし近年、サルの生息域に隣接する農地のほぼ全域で農作物被害が発生し、農家の生産意欲の減退を招くと共に、一部地域では、人的被害又は人的被害を及ぼす恐れが発生する事態、人家侵入及び器物損壊など、生活環境被害も発生している状況にある。

このため、青森県では科学的な調査に基づいて保護管理を推進することとし、平成12年10月に「下北半島二ホンザル保護管理基本計画」の策定、さらに、平成16年3月に第1次の特定計画を策定し、北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けて対策をより一層推進してきた。第1次の特定計画においては、 地域個体群としての永続的な保全、交雑の防止及び生息域の保全、 農作物被害の軽減及び人家侵入被害など住民の生活環境被害の根絶、 共存のための社会合意形成等を保護管理の目標として実施してきた。

ついて説明が不足していると考えられる。今後、 れる地域を十分な広さで確保する必要がある。 した捕獲を前向きに検討すべきである。 得ない理由でとれず、かつ地域からの強い要望があれば分布域拡大阻止を目的と 恐れが出てきていることから、 れの分布域が拡大し、農業を基幹産業としている地域で新たに被害を引き起こす 科学委員会 しかし、第1次特定計画策定後における状況は、下北半島ニホンザル対策評価 特定計画は十分理解されているとは言い難く、特定計画の趣旨や効果に 継続的に行って効果を上げていく必要があるが、これらの措置がやむを (平成14~18年度) からの提言によれば、 侵入防止のための電気柵設置、追い払い等をより その一方でサルの保護が優先的に行わ サルからの威嚇についての許容 共存のための社会合意形成につ 被害対策については、群

範囲と対処法といった具体的かつ実効性のある情報と併せて、特定計画そのものについての積極的かつ地域の実情に応じた情報提供が必要であるなどの課題を挙げている。

第2次特定計画においては、これら諸問題の解決に向けた次の取り組みを中心に策定した。

- 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けて対策をより一層推進す
- 従来の二ホンザルによる人的被害の未然防止を優先に対処していくが、農作物被害防止対策としての捕獲を含めたより多様な被害防止対策を行う。
- 土地管理区分(ゾーニング)として、ニホンザルの生息地を担保する区域 被害軽減対策を講じるための防除区域等を定める。
- 被害に迅速に対処するため、捕獲申請の判断は市町村に委ねるとともに 県及び市町村は専門的知識や技術を有する人材育成を推進する。
-) 県は、計画目標の達成に向け、市町村・NPOなどと連携を図りつつ、モニタリング調査を実施し、計画の実行を点検・修正するフィードバックシスニムを嫌欲する
- サルとの共存に向けた地域住民への普及啓発、合意形成に努める

2 保護管理すべき鳥獣の種類

: キソガル

計画の期間

ω

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで(4年間)

計画の対象とする区域

4

むつ市及び下北郡(大間町、東通村、風間浦村、佐井村)



5 経

(1) 被害問題

下北半島の二ホンザルが社会の注目を浴びるようになったのは、昭和35年頃に旧脇野沢村九艘泊(現むつ市)地区に姿を見せ始め、農作物に被害を与えたことに始まるが、年表(参考資料(3) P 39)によると昭和37年には同地区で田畑荒らしが頻発し、同婦人会が村に猿害防止の陳情を行っている。その後の推移は次のとおりである。

昭和39年 保護増殖対策と共に被害対策として餌付けの開始

昭和43年 下北半島国定公園の指定

昭和45年 国の天然記念物に指定 (下北半島のサルとその生息地域)

天然記念物の指定と共に、給餌などの保護・被害対策が国庫補助事業として始まったが、その後も農作物への被害は他の地区へ拡大し、生息数も増えていった。

昭和26年 A 1 群ほかを捕獲し、新たに開設した野猿公苑に収容 平成3年 佐井村で農作物被害が発生

平成6年 旧脇野沢村 (現むつ市) で電気柵の設置

平成7年 佐井村で電気柵の設置

平成9年(旧脇野沢村(現むつ市)で人家侵入が増加

平成10年 旧大畑町 (現むつ市)・風間浦村で電気柵の設置

旧脇野沢村 (現むつ市) で人家侵入を繰り返すサル1頭捕獲

青

平成16年 第1次特定計画策定

平成13年

平成18年、19年 サルが原因による人的被害の発生

第1次特定計画が策定された以降も、群れの分布域の拡大が海岸部を中心に起きており、それにともなって、むつ市脇野沢小沢地区、川内町蛎崎地区、大畑町二枚橋地区で新たに農業被害が生じてきている。

群れの分布域の拡大は、農業を基幹産業としている地域に迫っており、早急な対策が求められている。さらに、むつ市脇野沢と佐井村では農作物被害が慢性化しており、ここでも抜本的な対策が求められている。

また、近年は人的被害や人家侵入などが相次いで発生しており、憂慮される状況である。

なお、生息数等の推移は下表のとおりである

下北半島二ホンザルの生息状況の推移

平成17年	平成14年	平成10年	昭和53~57年	昭和45~50年	年次
1,323頭+	1,081頭+	732頭 +	377頭	187頭	生息数
29	27	17	7 ~ 8	7	群れ数
別表 1 参照					齑
参照					妣

むつ市脇野沢の野猿公苑内保護檻に収容されているA1群は除く。

交雑問題

2

平成元年~平成3年にかけて、飼育施設から逃走したと思われるタイワンザルがむつ市などで捕獲され、二ホンザルとの交雑の危険性が指摘されている。平成13年にはニホンザルの群の生息地域内での目撃、平成14年には野辺地町で1頭捕獲されている。

平成18年度の下北半島のサル調査会の報告によると、むつ市城ケ沢地区でタイワンザルの目撃情報が寄せられ、調査を実施したが確認できなかったとの報告もあった。従って、現状では交雑の事実が確認されていないが、今後とも注意深く対処していくこととしている(参考資料(6) P42)。

規状

6

(1) 生息状況

7 個体群の現状

⑦ 群れ数、個体数及び生息範囲など

平成18年度に県が行ったモニタリング調査報告書によると、現在下北半島に群れとして生息するニホンザルは29群、1,323頭+ である ([表-1]P46、[図-1]P47)。その生息範囲は下北半島の南西部から北部にかけての4市町村に偏り、面積にして約480㎞と推定される。生息域における群れの分布は連続し、津軽、白神など他地域の分布から隔絶していることから、下北半島のニホンザルを1つの地域個体群として扱うこととする。

この地域個体群は、かつてはむつ市 (旧脇野沢村) など南西部の個体群と大間町など北西部の個体群の2つに分かれていたが、主に北西部の個体群の生息域の拡大によって1990年代の後半に一つにつながった(参考資料4)P40)。

南西部の個体群は北西部に比べて「生息域の拡大は小さい」、「生息密度、群れ密度は高い」など異なった特徴を有していることが指摘されている(下北半島のサル調査会、2001)。また、近年、むつ市脇野沢地区に生息する一部の群れが、東側へ遊動域を拡大していることが注目される。

動向が注目される群れの状況

平成18年度までのモニタリング調査で確認された29群のうち、農作物などに被害を与えているものは17群である([表 - 4] P52~53)。そのうち、今後とも動向が注目される群れの状況は以下のとおりである。

【A2-84群】 むつ市 (脇野沢)

平成16年調査で群れが分かれていたA2-84群はむつ市が平成17年度に実施したニホンザル保護共生事業によると頻繁に分派行動を繰り返したが、完全に分裂しておらず、その後も分かれたり合流したりを繰り返している。

【A2-85群】 むつ市 (脇野沢)

平成15年からむつ市川内町の蛎崎地区を遊動域の一部とするようになったA2-85群は、平成16年には蛎崎地区と宿野部地区の中間まで利用するようになったことがむつ市の調査で確認されたが、平成17年度はさらに男川の左岸地域の利用も数回確認され、徐々に東に遊動域を拡大している。今後も、その動向には注意を払う必要がある。

【A87群】 むつ市 (脇野沢)

平成17年の調査期間においては、A87群は瀬野川の上流部をほとんど利用せず、もっぱら九艘泊川流域とそれより西側の地域を利用した。利用範囲は、A2-84、A2-85の3群中で最も狭く、農地とほとんど重ならない。

各群れとも秋季は海岸や河川からはなれた内陸地域の利用が増え移動距離も 長くなるが、冬季海岸や河川沿いの利用が多く、移動距離も短くなる傾向が読み取れる。

【01,2群】 むつ市 (脇野沢)

主に武士泊から穴間の海岸線と森林を遊動域とし、細間牧場・海峡ライン沿いをよく利用している。稀に源藤城地区と滝山地区の集落周辺に出没している。これらの群れは電波発信機が装着されていないため調査が困難であるが、下北個体群全体の生息動向を把握するうえでは重要である。

【B群】 むつ市 (脇野沢)、佐井村

平成17年の8月に大荒川林道でB群を36頭カウントしたが、全体では50~60頭いたと記録されている。数年前からO群とB群を同時に確認することがなくなっていることから群れの存在自体に疑問を投げかける意見もあったが、平成17年度の調査からすると現在も3つの群れは存続している可能性が高いものと思われる。

【K〇群】 むし市 (大届町)

Kの群は、これまで生息が確認された群れの中で最もむつ市に近い地域に生息する群れで、その遊動域の拡大はむつ市への分布域の拡大、さらにはむつ市での猿害の発生の恐れがあり、その動向が注目されている。しかし、各種追跡調査のデータから利用地点の最外郭行動域を作成したが、第1次計画策定時(平成14年当時)の遊動域にすべて含まれ、拡大傾向は認められなかった。

(KO群?)昭和20年頃から開拓地として耕作が進められてきた関根新田地区に、平成19年8月に初めてサルが出没し、30~40頭の群れが地域住民により目撃された。この地区に最も近い位置に遊動域をもつKO群か、今後、生息調査と防除対策を同時に進める必要がある。

【I2群】 風間浦村、むつ市 (大畑町

下風呂地区焼山付近からむつ市大畑町の一部までに遊動域を拡大し、2 グループに分かれて行動する状況にある。サルは、農地に出没するだけでなく集落内の国道を頻繁に横断するほか、人家の屋根で収穫後の農作物を食す被害が多くなってきている。特に、下風呂温泉郷内ではサルが残していった糞の後始末に苦慮しており、観光地のイメージダウンにならないかと観光関係者や地域住民の問題となっている。

【13群】 風間浦村、むつ市 (大畑町)

冬から春の初めにかけて桑畑地区から下風呂・焼山地区を遊動域として国道周辺に出没していたが、平成18年は10月頃から人家周辺で目撃されるようになり、遊動域も下風呂温泉郷周辺まで拡大してきている。

【M2B群?】

平成18年8月の地域住民への聞き取り調査の結果、湯ノ川開拓の耕作地に2,3年前から20~30頭の群れが春・夏・秋に毎回出没し、農作物被害を受けてい

るとの情報はあるが、群れの断定には至っていない。

【IS群】 風間浦村

易国間地区から桑畑地区及び下風呂地区焼山付近まで遊動域を拡大してきている。人家周辺にまで出没しているものの屋根に上る行為は少なくなっているが、農作物を荒らす被害は減少していない。

【M1A群·M1C群】 風間浦村、大間町

M1A群・M1C群は、大間町の一部から蛇浦地区及び易国間地区にかけて遊動域を拡大してきている。平成18年においては、易国間地区の集落周辺にも出没するようになり、人家の屋根に上る行為及び花壇や家庭菜園等を荒らす被害が増えてきている。

【Ar1群·Ar2群·Ar3群】 大間町、佐井村

Ar1群は、遊動域を材木川中流から奥戸川上二股沢出合付近としている。Ar2群は、平成18年の夏以降、以前のように山間と佐井村原田方面への移動が見られなくなり、黒岩牧場を中心として、館ノ上、赤石、材木民家周辺の狭いエリアを遊動域とするようになっていて、材木地区での農作物被害の拡大と人家侵入の危険が高まっている群れである。

Ar3群は、遊動域を奥戸川上流の大滝沢付近としている。

【 Y 1 群、 Y 2 群 】 佐井村、大間町

Y1群は、原田地区の一部、古佐井地区、大佐井地区、川目地区、矢越地区、磯谷地区を遊動域としていたが、近年は、大佐井地区、川目地区、矢越地区、磯谷地区に遊動域が縮小されている。平成18年は、古佐井黒岩地区、川目地区での行動が顕著となっている。

Y2群は、原田地区、古佐井地区、川目地区、矢越地区、磯谷地区、長後地区及び隣接する大間町材木地区の一部を遊動域としている。平成18年は、農地への出没頻度が明らかに高くなっている。

Y1群、Y2群は、分裂直後の遊動域は大きく重複していたが、次第に遊動 状況に変化を生じてきている。

【Z2A群、Z2B群、Z2C群】 佐井村

Z2A群は、磯谷地区、長後地区、福浦地区を遊動域とし、農地への出没頻

度が高く、民家の屋根に上る行為が増えてきている。

Z2B群は、福浦地区、牛滝地区を遊動域とし、農地への出没頻度が高く、 民家の屋根に上る行為が増えてきている。また、野平高原地区にも出没するおそれがあり、今後その動向に注意を払う必要がある。

Z 2 C 群は、川目地区、長後地区、福浦地区を遊動域とし、農地への出没頻度が高い。

【M2C群】 佐井村

古佐井地区の一部を遊動域とし、農用地周辺の林産物(シイタケ)に被害を 及ぼしており、今後とも農地への出没の恐れが高い。

生息環境

(ア) 気候

下北半島の東側では親潮寒流、西側から津軽海峡側にかけては対馬暖流の影響を受けるため、むつ市を境にして東側が太平洋型気候、恐山山地帯の津軽海峡側と下北山地の平舘海峡側が日本海型気候となる。

年間平均気温は海岸線と平野部が10 で、大間崎から西側の海岸線は、対馬暖流の影響で1 ほど高い。標高が高い恐山山地帯は2~3 ほど低くなっ

積雪量は中央部の恐山山地帯で1.5~2mほどで、海岸部では1m以内である。佐井村から大間町、大畑町の海岸線は特に少なく、0.5m以下である。年間積雪日数は平野部で100日前後、標高の高い山地帯では120日ほどであるが、近年暖冬が続き、積雪量、日数とも少なくなっている。

三 植 生

下北半島の植生は、ブナクラス域自然植生とヒノキアスナロ群落、エゾイタヤ シナノキ群落、標高が高くなればチシマザサ ブナ群団が分布している。残りをブナクラス域代償植生のブナ ミズナラ群落、スギ・カラマツ植林、人家周辺の畑地雑草群落が占め、西海岸側の急峻な崖には自然裸地が点在する。標高の高い恐山山地帯燧岳の周辺ではブナクラス域自然植生が残っているが、標高が低いところではブナ林、ヒノキアスナロ林などの自然林が伐採され、ブナクラス域代償植生とスギなどの林業利用地が広がっている。

(ウ) 土地利用及び林野状況

下北半島の耕地、森林、その他の面積の総面積に占める割合は、それぞれ

6%、17%であることから、本地域は県内でも森林の割合が高い地域といえ 84%、11%である。これらの土地の県全体での平均はそれぞれ17%、6

クロマツ、カラマツなどである する4町村では44~65%である。 た人工林率は59%で、 森林のうち国有林率は72%であり、県平均の61%に比べてかなり高い。 県平均の50%より高い。むつ市脇野沢など群れが生息 人工林はほとんどがスギで、他にアカマツ、 ЭН

H 産業構造

口割合は、農業3%、林業1%、水産業7%と第一産業が11%を占め、第二 次産業28%、第三次産業61%である。 平成17年度における下北地域の人口は8.4万人で、このうち産業別就業人

27%、林業17%、水産業56%であり、水産業が過半を占めている。 林業4%、水産業17%となっており、下北半島の産業構造は水産業と林業に 全体の産業別純生産額の割合は、第一次産業が5%で、その内訳は農業79%、 特化していると言える(平成16年度市町村民所得統計)。 下北地域の産業別純生産の割合は、第一次産業が5%で、その内訳は農業 一方、県

農業及び農家形態

Æ

農作物作付(栽培)面積は、県全体では稲、飼肥料作物、果樹の順となっ

地利用状況及び農家戸数

61,644	510,513	1,436,628	159,698	314,114	315,966 50.1%	249,009 39.5%	381,071 60.5%		630,080	960,683	青森県全県
	-	00,704	4.3%	40.6%	59.4%	27.6%	72.4%		84.0%	141,141	<u> </u>
2079	31 189	83 754	6,134	48,250	70,573	32,801	86,022		118,823	141 482	## #
	1,022	2,040	2.2%	56.4%	43.6%	6.8%	93.2%	9%	87.9%	0,000	KE ZT TJ
	1000	2 0 0 0	293	6,694	5,176	802	11,068	_	11,870	3 503	###
	931	2,003	0.3%	48.3%	51.7%	21.2%	78.8%	7%	92.7%	0,900	ZSWI HIJ ZHI T'I
	031	3 803	19	3,115	3,334	1,369	5,080	(P	6,449	6 060	
	2,022	0,042	6.8%	45.7%	54.3%	62.1%	37.9%	3%	80.3%	10,400	¥
	3 83 3	8 043	2,010	10,804	12,827	14,685	8,946	~	23,631	20 420	市 議社
	2,100	0,212	6.3%	49.9%	50.1%	16.2%	83.8%	3%	73.3%	0,202	XIIIJ IIIJ
	3 150	6 01 0	330	1,903	1,911	619	3,195	63	3,814	л 303	+ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
1,101	27,773	04,004	4.0%	35.2%	64.8%	21.0%	79.0%	6%	84.6%	00,070	ć
	24 440	64.054	3,482	25,734	47,325	15,326	57,733	5	73,059	86 3 78	<u>.</u> ک
_	(戸)	(λ)	(ha) 耕地率(%)	(ha) 天然林率(%)	(ha) 人工林率(%)	(ha) 民有林率%》	(ha) 国有林率®) (h		(ha) 林野率(%)	(ha)	市町村
	総世帯数	総人口	耕地面積	天然林面積	人工林面積	民有林面積	国有林面積		林野面積	分 総土地面積	区分
	H17. 2. 調査より	ス(調査期E 成17年国第	2005年農林業センサス(調査期日H17. 2. 1)より 総人口、総世帯数は平成17年国勢調査より	2005年 総人口、							

注2) 注1) 人工林率=(人工林面積)/(人工林面積+天然林面積) 耕地率 =(耕地面積)/(総土地面積)

> の順である(平成18年度農作物統計)。野菜では、ダイコン、ジャガイモ、 スイートコーンの順に作付けが多い(平成17年度園芸作物統計) ているが、本地域では飼肥料作物 (3,974ha) 、野菜 (639ha) 、稲 (470ha)

しく高く、自家消費型の農業となっている。 農家戸数に占める自給的農家戸数は55%であり、県平均の18%に比べて著

被害状況

2

A 農作物被害

告されない被害の増加が考えられている。第1次計画後も群れの分布域の拡大 第1次特定計画後もその被害額は500~700万円で推移している。その原因とし が海岸部を中心に起きており、農業を基幹産業としている地域に迫っているこ とから早急な対策が求められている ([図 - 2] P48、[表 - 2] P49)。 ては被害対策の効果がある一方、農家の意欲減退による作付け面積の減少や報 下北地域全体の農作物被害額は平成8年に約900万円とピークを迎えるが、

も発生している。 ツ、ニンジン、キュウリ、ハクサイ、スイカ、ネギ、ナスなど様々で、むつ市、 大間町、風間浦村、佐井村ではイネの被害も発生している。また佐井村ではキ 一、むつ市脇野沢地区・川内町蛎崎地区でもウメ、ナシ、クリなど果樹被害 被害作物は、ジャガイモ、豆類、トウモロコシ、ダイコン、トマト、キャベ

甲 李 멸 膩 슦 乴 按 刪 共 Ë

	神神	市際利名	単こほ	加州	^规 届大	野沢	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	D 0
1	I	面積	28.6			28.6		7		2.9	31.5
	6	金額	6, 895			6, 895				317	7, 212
	I	西棚	1.3			1.3			1.0	0.4	2. 7
	7	金額	1, 107			1, 107			0	598	1, 705
	I	面積	4.3		2. 8	1.5			1. 8	4.0	10.1
	00	金額	1, 338		0	1, 338			1, 838	5, 735	8, 911
1	I	面積	1.0			1.0			0.6	1.8	3.4
	9	金額	859			859			691	2, 726	4, 276
1	I	面積	1.0		0.4	0.6	0.1		0.6	6. 9	8. 6
	1 0	金 額	1, 107		428	679	49		700	4, 958	6, 814
1	I	面積	0.9		0.0	0.9			0.6	7.4	8.9
	1 1	金額	924		28	968			700	6, 592	8, 216
1	Η	面積	0.7	0.0	0.1	0.6	0.0		0.4	5.5	6. 6
	1 2	金額	065	5	25	560	5		472	4, 365	5, 432
1	I	面積	2. 3	0.0	0. 2	2. 1	0.0		0.5	3.0	5. 8
	1 3	金 額	2, 863	110	955	1, 798	51		380	4, 220	7, 514
	I	面積	4. 2	0.3	2. 3	1.6	0.4		0.4	1.4	6.4
	1 4	金額	4, 317	10	2, 842	1, 465	211		245	202	4, 975
1	I	面積	1.5	0.0	1.2	0.3	7.4		1.7	0.4	11.0
	1 5	金 額	3, 194	10	1, 690	1, 494	639		571	572	4, 976
1	I	面積	6. 1	1.2	1.6	3.3	5.0		1.7	0. 2	13.0
	16	金額	3,940	381	1,878	1,681	1,050		742	261	5,993
(面積	Ξ	面積	3. 1				4. 5		0.9	2. 5	11.0
面積:ha:	17	金額	2, 215				992		480	2, 887	6, 574
金額:千円)	Ξ	面積	10.4				4. 2		3. 5	1.6	19. 7
Ħ)	1 8	金額	2, 833				1, 362		868	1, 846	6, 909

作物別被害状況(下北半島地域)

計 被害量(t) 9	被害面積のa)	被害金額(千円)	その間被申車の	-	-84											被審量(七) 被審金額(千円) (被審金額(千円) (校審金額(千円) (被害國領(內) 被害魔(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 被害國(中) 從害國領(內)	報音機(で円) 被管膜(の) 被管膜(の) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) 被管膜(0) (円) 被管膜(0) (円) 被管膜(0) (円) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	被害魔(亡) 被害無(亡) 被害難(內) 被害難(內) 被害難(內) 被害難(內) 被害無(中) 被害無(中) 被害無(中) 被害難(內) 故害無(中) 被害難(內) 故害無(中) 被害難(內)	被害国政内山 被害者(()) 被害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中)) 故害者((中))	報告を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を担任を	1	成物質の10 (の)の) 成物質(()) は物質(()) () () () () () () ()		10 10 10 10 10 10 10 10
97. 8 7. 212	31.5					187	1.4	2. 0 1. 4 187	173 2.0 1.4 187	17.6 173 2.0 1.4 187	18.0 17.6 173 2.0 1.4	22 18.0 17.6 173 2.0 1.4 187	0.1 22 18.0 17.6 173 2.0 1.4 187	0.0 0.1 22 118.0 17.6 173 2.0 1.4	.461 0.0 0.1 22 18.0 17.6 173 2.0 1.4 187	45.1 .461 0.0 0.1 0.1 22 18.0 17.6 17.6 17.6 17.3 1.4 18.7	5.0 445.1 0.0 0.1 0.1 22 118.0 117.6 117.3 2.0 1.4 118.7	5.0 5.0 445.1 445.1 0.0 0.1 0.1 22 118.0 117.6 1173 2.0 1.4	4.9 5.0 5.0 445.1 445.1 0.0 0.1 0.1 22 22 118.0 117.6 117.6 117.3 2.0	4.6 4.9 5.0 5.0 6.1 4.6 1.7 6.1 7.6 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7	970 4.9 3.399 5.0 0.0 0.1 22 22 117.6 1.17.6	28.7 970 4.6 4.9 5.0 5.0 6.0 0.0 0.1 2.2 2.2 18.0 1.73 2.0 1.4 1.4 1.8 1.8 1.8	1.9 970 4.6 4.9 5.0 5.0 6.0 0.0 0.1 2.2 2.2 1.7 1.7 1.4 1.1 1.4	1.9 970 970 4.6 4.9 3.99 5.0 0.0 0.1 0.1 0.1 0.1 1.7 6 1.7 6 1.7 7 6 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7 1.7	1.9 970 970 4.6 4.9 3.99 5.0 0.0 0.1 0.0 0.1 0.1 7.6 17.6 17.6
15.5	2.7	94	0.0				0.4	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.00800.1	0.00	1, 133 3, 0, 1 0, 1 0, 0 0, 0	0.6 133 133 0.1 0.4	2.1 0.6 133 133 0.1 0.1 0.4	2.1 0.6 0.1 0.1 0.4	1.5 1148 2.1 0.6 0.6 133 133	0.2 1.5 1.48 2.1 0.6 0.6 0.0 0.0 0.0	250 0.2 0.2 11.5 1148 2.1 0.6 133 133 0.1 0.1 0.4	2.7 0.2 1.5 1.48 2.1 0.6 0.6 133 133	0.3 2.7 2.7 0.2 1.5 1.4 0.6 0.6 133 133	0.3 2.7 2.7 0.2 0.2 1.5 0.6 0.6 133	0.3 2.7 2.7 0.2 1.5 1.48 2.1 1.5 1.5 1.5 1.5 1.6 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 1.5 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1
66. 1 8. 911 4	10.1					_	0.0						0.1 25 0.0 0.5 5 0.0 1	0.0 0.1 25 0.0 0.0 0.0 0.0					12.2 3.938 1 5.3 35.3 35.3 35.3 0.0 0.1 0.1 25 0.0 0.5 5	3.2 12.2 12.2 3.938 5.3 3.53 3.53 3.610 0.0 0.1 0.0 0.0 0.5 5.3	944 3.2 112.2 112.2 15.3 3.938 1 5.3 3.53 3.53 3.510 1 0.0 0.1 0.0 0.5 5 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	16.5 944 944 12.2 12.2 3.938 5.3 35.3 35.3 36.10 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0	1.3 116.5 9444 9444 3.2 112.2 12.3 3.938 1 3.610 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0	388 11.3 16.5 944 944 3.2 12.2 3.2 3.938 1 5.3 3.610 0.0 0.1 0.1 25 0.0 0.0 0.1 1 25	1.5 388 1.3 388 1.3 16.5 944 944 3.2 3.2 3.938 1.3 5.3 3.5 5.3 3.610 0.0 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0
34.3	3.4	5		0.0											112 1 4	93 4	0 0 12 - 0 3 4 5	93 4 4 5	0 0 12 1 0 3 4 5 5 6	0 0 0 12 1 0 4 4 5 5	12 1 0 4 4 6 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0 0 112 1 4 4 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 7 9 9 9 9 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	34 46 6 112 112 113 114 115 117 117 117 117 117 117 117 117 117	0 0 12 14 5 5 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
76.8 7	8. 6														932 3	932 3	932 3	932 3	0.5 227 1 6.1 932 3	0. 4 0. 5 227 1 6. 1 932 3	0. 4 0. 5 0. 5 0. 5 0. 5 0. 5 0. 5 0. 5	23. 3 631 2 0. 4 0. 5 66. 1 66. 1 932. 9	2.1 23.3 3.3 6.6 6.1 2.2 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3 9.3	932 9 1 22 7 1 2 2 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	932 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
78. 1 5	8.9				_										811 2	811 2	811 2. 8 2. 8	705 2. 8 27. 1 2. 811 2. 811	4.5 705 2.8 811 2.8 811 2.8	3. 7 4. 5 705 2. 8 21 2 811 2	613 2. 3. 7 4. 5 705 2. 8 811 2.	36. 2 2 3 613 2. 3 7 705 5 811 2 . 811 2 .	2.3 26.2 26.13 2.6 4.5 7.05 2.8 811 2.7 811 2.7 811 2.8	87 2.3 2.3 36.2 36.7 3.7 705 2.8 811 2.7 811 2.7	811 2 2 8 81 7 05 5 5 7 7 1 2 2 8 81 2 2 2 8 81 2 2 2 2 8 81 2 2 2 2
50. 3 69	6.6		_	-								4		4 0 1	4 0 4	4	4	. 4		4	4 2	4	4 2		4
69.8 49.9	5. 8			_								φ		φ - ω	9 - 3 3	9 1 3 3 3	9 1 3 3 3	9 - 3 3 2 2 5 9 9	9 - 3 39 2 2 5 99 8	9 - 3 9 2 5 9 8 9	9 - 3 3 2 2 5 9 8 8 9 1	9 - 3 9 8 9 9 3	9 - 3 39 2 5 5 6 9 9 1	9 - 3 9 2 5 9 8 9 9 3 0 0 8	9 - 3 9 8 9 9 1
. 9	6.4	c	>	0.0	0.0	0.00	0.00	0 0 0 0 0	0.00000000	0.0000000000000000000000000000000000000	0.0000000000000000000000000000000000000	0.0000000000000000000000000000000000000	0.0000000000000000000000000000000000000	0.0000000000000000000000000000000000000	70 0 0 0 0 0 9 1 4 2	770 9 9 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	770 9 9 1 4 2	770 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	770 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	770 9 9 1 13 5 5 5	777 1 1 1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	777 1 1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
48 58	12 13	0		0	0 0	0 0 66									3, 2	ω	ω	ω	ω	ω		<u> </u>	ω .		
58 69	3 11					6	6 0	6 0 0	6 0 0	600	6 0 0	5 10			3, 65	ω	ω	ω	ω	ω	3 2	ω μο	ω ν	ω ιο	ω ν
6 000	20		_									56			3, 11	ω	ω,	3 1	ω	ω	ω	ω	- ω	9 9 9	ω
780 79. 271	140	99	_	0	0 0	334	2 334 0	2 2 334 0	178 2 2 2 334 0	18 178 2 2 2 2 334 0	18 18 178 2 2 2 2 2 0	230 118 118 178 2 2 2 2 334 0	1 230 18 18 178 2 2 2 2 2 334 0	1 1 230 18 18 18 178 2 2 2 2 2 334 334 334		420 1177 1177 230 230 118 118 1178 2 2 2 2 2 2 2 334	55 420 177 177 1 177 1 18 18 178 178 2 2 30 0 0	938 55 54 420 177 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	938 938 55 420 177 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	30 49 938 55 55 420 1177 1 1 1 1 18 18 118 1178 230 230 233 334 420	482 30 49 938 938 420 177 1 1 1 18 18 18 178 230 230 233 334	283 482 30 49 938 938 55 57 1177 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	31 283 482 30 49 938 938 938 420 177 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	899 31 31 32 283 482 30 49 938 938 938 420 177 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 899 899 31 31 32 283 283 30 482 482 499 938 899 938 899 938 899 938 938 938 9
				ユリ、キノコ	+	*	+	*	*	Ť	Ť Í	* Ú	* 1	* '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '- '-	ロ	ロ C	ロ	D C MARCH C C C C C C C C C C C C C C C C C C	U C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	ロ :	U C 40 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	U	コロ (□	6 Py (44.14.79 9 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

※県農林水産部による「農作物有害動植物防除実施要綱」に基づく調査結果

さ い 出

 \mathcal{F}

昭和35年頃から農作物への被害が発生し始めた。初期の被害は九艘泊地区だけに限られた。群れの個体が15頭しかおらず、保護と農作物被害防止を目的として昭和39年に餌付けが開始された。しかし個体数の増加に伴い、遊動域は芋田地区や蛸田地区にまで広がり、農作物被害が増加した。昭和53年から55年にかけてA群は分裂し、被害地域が拡大した。昭和55年には内陸の滝山地区や源藤城地区まで被害が広がり、一部のサルを捕獲して被害防止を図った。平成6年から電気柵を設置し、被害は一時的に減少したものの、現在も継続している。平成10年には新たに小沢地区からも被害が報告され、脳野沢地域の全域が被害を受けている。

人海里

平成10年に二枚橋、小目名地区の被害が報告された。平成11年、12年と被害は少なかったが、平成13年以降は二枚橋、釣屋浜、大畑道、木野部地区で群れ及びハナレザルによる被害が増加傾向にある。

<u>Z</u>

平成12年からハナレザルによる被害が報告されている。群れは南西部の男川下流域で平成16年から被害が増加傾向にある。平成17年から川内川流域でハナレザルによる被害が報告されている。また、平成18年に湯野川上

三 大闘

流でも群れによる被害が報告されている

平成10年に奥戸大川目地区でまとまった被害が発生した。聞き取り調査の結果、この3年前から周辺農地で年数回ニホンザルの群れが目撃され、届け等はなかったものの農作物が被害に遭っていた。以降、年々被害地域が拡大し、現在は奥戸地区及び材木地区の全域で被害が続出しており、被害金額は平成16年、17年は100万円を超え、平成18年は130万円を超えており、今後はさらに人家周辺を含む農地への群れの定着と被害拡大が懸念され、大間町においても恒久的、簡易型を含む各種電気柵設置の必要性が高まっている。

風間浦村

平成8年に初めて下風呂地区、桑畑地区でサルによる農作物被害が報告された。平成10年には、被害が多い桑畑地区から電気柵の設置が始まり、一時的に減少したものの、サルは他地区の農地へ移動し、平成10年には易国間地区に、平成12年には蛇浦地区にも被害が拡大し、村内の全地区に群れが現れるようになった。また、電気柵の弱点部分をサルが学習し、畑に容易に侵入する場合もあり、今後、群れの畑周辺への定着や被害拡大が懸念されている。

(王) 佐井村

平成3年から古佐井地区の畑を中心に農作物被害が目立ち始めた。平成4年には前年の地区の被害は減少したが、新たに福浦地区に被害が出た。平成5年には原田地区、古佐井地区、長後地区と広い範囲で被害が発生した。平成7~8年の夏期は連日のように出没情報が寄せられた。平成9年の被害金額は減少したが、被害区域は拡大し、牛滝地区の被害も新たに報告された。平成11年の被害金額は600万円を越えた。現在、村内全ての集落で被害が発生している。

人的被害及び人家侵入被害等

(ア) 人的被害

第1次特定計画策定以降、人的被害は平成18年8月及び平成19年7月に発生している。平成18年8月に発生した人的被害は、むつ市脇野沢桂沢地区に

おいて小学生が帰宅途中に3~4頭のサルに囲まれ、逃げようとして転んで左膝を負傷した。平成19年7月に発生した人的被害は、むつ市脇野沢瀬野川目地区で、女性が自宅裏の畑に出没した2頭のサルを追い払おうとしたところ、強烈な威嚇を受け、逃げようとして転倒し、右肘を負傷した。いずれも、人的被害を与えた問題個体であることから、個体を特定し、緊急に捕獲を実施している。

第2次特定計画においても、従来の二ホンザルによる人的被害の未然防止 を最優先に多様な被害対策を実施していく。

(4) 人家侵入被害等

第1次特定計画に記載されているように、むつ市脇野沢地区における人家侵入被害が甚大であったことから、平成13年に人家侵入を繰り返していた1頭を捕獲したことにより、その後は捕獲前と比べて被害は激減したが、現在も続いている。

人家侵入被害発生状況(H15~18)

					佐井村							4							きいま							市町村
(人家侵入率)	<u> </u>	÷		大佐#	,11		\ 8	年 #	氮		(人家侵入率)		浦 下風 足 (追身件)	(人家侵入率)	n	#	ノルス・ロ	十 計	기 본		单纹		割 井 田	*	_	井
	704	400	1	394	70	રડ	Ö	င်ဒ	0.0	ຄ					120	100	40	01	22	06	5	0	71	10	非数量	調金
0.00	1	1							1	1				0.11	32	13	28	9	0	0	3	3	1	1	へ家医八世市数 人家侵入延べ回数	
	404	101	020	326	70	C.C.	4	/3	02	ရှိ					110	116	40	75	13	10	5	01/	12	10	帯数	(調産
0.01	4	4	_	_	1	1	2	2						0.19	66	22	59	17	0	0	7	5	0	0	人家侵入延べ回数	
	004	000	0.0	319	70	રડ	4	7.3	00	N S		-	'n		37	07	45	37	c	0	5	01/	71	10	非数量	(調2
											0.20	3	3	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	へ家医八世帝数 人家侵入延べ回数	
	004	001	0	395	7.0	6.5	0	99	CO	n n		20	30		20	00	40	37	c	0	Ü	0.0	-		非数百	(調査
0.00	2	2	-	1							0.10	2	2	0.06	6	6	0	0	0	0	5	5	1	1	人家侵入延べ回数	3mt T

注一1)脳野沢村教育委員会による調査結果
2)1世帯当たり10回以上の侵入は延へ回数を10回でカ
3)人家侵入率=(人家侵入実世帯数)/(調査世帯数)

(平成18年度以降の人家侵入被害の概要)

むし市 (脳野沢地区)

平成19年1月~3月にかけて10件の侵入被害があり、人家・小屋・神社及び御堂が荒らされた。特に渡向地区の神社(竜神様)に2度侵入し、2度目に至っては、扉を施錠しているにもかかわらず、引き戸を外し、中へ侵入しているため、今後も人家侵入等の被害が憂慮されている。

平成15年頃から材木地区及び奥戸地区での人家及び人家周辺の小屋の屋根に上がる行為がたびたび見られるようになり、平成18年には農作業中の高齢者が追い払おうとしたところ、威嚇され怖い思いをしたとの苦情が数件寄せられるなど、今後人的被害がいつ発生しても不思議でない状況にあって

(平成19年には、4月以降、材木地区の集落内で1頭のハナレザルが頻繁に目撃され、5月には人家隣の作業小屋の2階窓から内部に侵入する様子が住民より目撃されている。)

風間浦村

平成18年7月~平成19年3月にかけて下風呂温泉郷周辺において3件の人家侵入があり、そのうち2件は同じ人家が被害に遭っている。また、同温泉郷内ではサルの糞の後始末に苦慮しているだけでなく、宿泊施設では

佐井村

窓を開けたままで清掃ができない状況にある。

平成17~18年度における被害の概要は、6月~9月の二ホンザルの活動が活発化する時期において、群れの遊動域の恒常的な特定ルートにある住家では、屋根に上る行動が多く、暑さで窓を開けたくてもサルの侵入を恐れ、一日中窓を閉め切った状態を余儀なくされている。1人世帯や高齢者の世帯では外出することもできず、農業被害だけでなく日常生活被害も深刻化してきている。

被害対策

3

ア 農作物被害対策

第1次特定計画においては、集落をサルの餌場にしないため、残飯や農作物の残渣処理、電気柵や網の設置を進め、農作物を防御すること。集落にサルが侵入しにくい環境を整備すること。人や農地によってくるサルを敢然と追い払

う対策を実施してきた。 ている地域で新たな被害を引き起こす恐れが出てきている しかし、 群れは分布域を拡大し、農業を基幹産業とし

下北半島二ホンザルに関するこれまでの対策

	1				
生調点	被上	餌防看や	海土	連	×
等值	超過	り上板	げい	電	分
H 7 H 7 ~ 11 H13 ~ 18					県 (自然保護課)
	H13	H13	S47~49 S50~H14 H13~14	H 6 L = 4,998m H 6 ~10 L = 4,900m H 9 ~ 14 L = 9,848m H 10 L = 6,170m	む つ 市 (脇野沢)
		H 13 ~ 14		H 10 L = 1,874m	め し 市(大 角)
	H 13	H 13	H 3 ~ 12 H 13 ~ 14 H 15 ~ 17 H 18	H 7 ~ 9 L = 2,229m H 10 ~ 18 L = 4,042m H 10 ~ 17 L = 9,695m	佐 井 村
H14 H18		Н13	H13~16 H15~16 H18		大間町
		H 13	H 14 ~ 16	H10~14 L=5,213m H15~ L=5,083m H15~ L=2,499m	風間浦村
		H13 H13 H13 H13	H13 H13-14 H13 H13 H7-11 H7-11 H13-18 H14 H18	S47~49 S50~H14 H13~14 H15~16 H13~14 H18 H13~14 H18 H13~16 H13~14 H18 H18 H13~16 H18 H18 H18 H18 H18 H18 H18 H18	H 6 L = 4,998m L = 4,998m L = 2,229m H 9 ~ 10 L = 9,848m L = 9,848m L = 9,848m L = 9,695m H 10 ~ 17 L = 9,695m H 3 ~ 12 L = 9,695m H 3 ~ 12 H 13 ~ 14 H 15 ~ 16 H 15 ~ 16 H 18 ~ 17 H 18 ~ 18 H 13 ~ 14 H 13 ~ 14 H 15 ~ 16 H 15 ~ 16 H 15 ~ 16 H 18 ~ 17 H 18 ~ 18 H 13 ~ 14 H 15 ~ 16 H 18 ~ 17 H 18 ~ 18

【事業区分】

鳥獣等保護事業 (国 1 / 2) 、二ホンザル保護事業 (県 1 / 4 天然記念物下北半島サル保護増殖事業 (国 1 / 2 ,県 1 / 10) 特別天然記念物カモシカ対策事業 (国2/3、県1/6) (S51までは1/10)

H9からニホンザルにも有効な改良型 (電気柵)を実施)

中山間地域総合整備事業 (国55%、

ふるさと水と土ふれあい事業 (国55%、県30%)

鳥獣害防止施設整備事業 (県1/2、町村1/2)

下北半島二ホンザル保護管理対策事業(県 1/2、町村 1/2) 薬師山電気柵事業・ニホンザル食害対策用電気柵設置事業(佐井村単独)

緊急雇用対策 (県10/10) 猿害対策事業 (佐井村単独)

給餌事業 (国1/2、県1/10)

下北半島二ホンザル生息数等調査 (県10/10) 下北半島二ホンザル保護管理対策事業 (国1/

(国1/

2

洞1/ 2)

ニホンザル保護管理対策手法調査 (県10/10)

市町村発・元気なあおもりづくり支援事業 (県1/ 2、村1/2)特認事業(県2/3、村1/

むいま

 \mathcal{F}

脇野沢

むし市脇野沢では、 昭和56・57年に、 餌付けされたA群を捕獲し、 品

> い上げ・追い払いが実施され、 56年に建設された野猿公苑に飼養している。 問題点が指摘されている。 一時的であり、最近は老朽化及び破損が目立ち、更新または維持管理上の 電気柵が設置されてから、 新井田地区及び蛸田地区を除く全ての地区に電気柵が設置されている。 その効果は明らかにあったが、被害の減少は 平成6年からは電気柵が導入された。 その後は野猿監視員による追 現在

۶Ŧ

ナレザルのモニタリング調査及び個体識別が行われている が行われている。 ら北西の地区全てに被害が発生しており、 平成11年3月に小目名地区に電気柵が設置された。 平成18年から野猿保護管理専門員が配置され、 農家及び市職員による追い払い 現在は大畑道地区か 群
た・ハ

 \mathcal{Z}

設置されているが、農家の高齢化などにより、維持管理上の問題が多い。 気柵は平成7年に古佐井地区に始まり、現在は牛滝地区を除く全ての地区に その後、牛滝地区を除く村内の全ての地区で追い払いが実施されている。電 原田地区及び古佐井地区で平成3年から巡視員による追い払いが始まった。

Ū 風間浦村

兵 在も継続されている。巡視員による追い払いは、平成14年から被害の出てい る4地区全てで実施されている 電気柵の設置は、桑畑地区では平成10・11年、 易国間地区では平成15年から始まり、蛇浦地区は平成16年から行われ現 下風呂地区では平成11~15

H

気柵は平成19年度に初めて同地区に3ケ所設置した。 奥戸、材木地区で平成13年から巡視員による追い払いが行われている。 刪

人家侵入被害等対策

その後も拡大し、 捕獲し、野猿公苑へ収容した結果、 平成12年にむつ市脇野沢で被害が甚大になったため、 風間浦村、 **佐井村にも被害が拡大していく傾向にある** 被害が激減した。 しかし、人家侵入被害は、 平成13年3月に1頭を

捕獲及び成果

(4)

侵入と人的被害を未然に防ぐことができた。 与える恐れのある個体を問題個体と特定し、 次特定計画策定後の捕獲については、 捕獲を行ってきたことにより、 いるでに、 人家に侵入した個体及び人に危害を 住宅地、 農地での群れの滞 人樂

在時間を減少させることができ、農業被害増加の抑制につながってきている

お、計画に基づく捕獲実績は、平成16年度14頭、平成18年度4頭の合計で18頭で 恐れが出てきたことから、 近年、群れの遊動域が拡大し、新たな地域で農作物被害を引き起こす 地元住民から捕獲に対しての強い要望が出ている。 4

Γ.
1K
11
珊
11
쓔
(-
-
#
्ष
\simeq
~
<u>∓</u>
-my
④
alik-
414
Viii
ÆЩ
265
川田

	18			73			39			31			138				
	4			0			0			0			4		4	<u> </u>	
特定鳥骸保護管理計 画による捕獲				0			0			0			_		_	風間浦村	
特定鳥獣保護管理計 画による捕獲	1			0			0			0			_		_	佐井村	H18
特定鳥獣保護管理計 画による捕獲	2			0			0			0			2		2	むつ市(旧脇ノ沢村)	
	14			0			0			0			14		14	=\tau	
特定鳥獣保護管理計 画による捕獲				0			0			0			_		_	佐井村	0
特定鳥獣保護管理計 画による捕獲	13			0			0			0			13		13	むつ市(旧脇ノ沢村)	H 1 6
	0			_		1	0			0			1		-	壨	
野猿公苑で飼養	0			_		1	0			0			1		-	むつ市(旧脇ノ沢村)	H12
	0			0			10	5	5	0			0			파	
譲渡先:八戸市	0			0			10	5	5	0			0			むつ市(旧縣ノ沢村)	Η4
	0			0			29	11	18	3			19	7	12	=\psi	
舗獲はハナレ、 譲渡先: 十和田 市(6)、青森市(11)、金木町 (8)、三沢市(5)	0			0			29	11	18	3			19	7	12	むつ市(旧脇ノ沢村)	S 5 9
	0			0			0			8	2	6	8	2	6	1146 	
ハナレ	0			0			0			8	2	6	8	2	6	むつ市(旧縣ノ沢村)	S 5 8
	0			72			0			11			83			- 	
A1群72頭、ハナレ11頭	0 /			72			0			11			83			むつ市(旧脇ノ沢村)	S 5 7
	0			0			0			9	4	5	9	4	5	пір	
A3群全頭捕獲後逃亡	0 /			0			0			9	4	5	9	4	5	むつ市 (旧脇ノ沢村)	S 5 6
	<u>"</u>	+	Qл	뿌	+0	д	中	4	QЛ	丰	4	٥μ	"	+0	٥ _ا	ī	
備光	分	処	微	MP	飼養		押	護渡		送口	放獣・	放體	数	纖	ᇓ	市町村名	年度
1	ļ								ĺ					l			

5 被害対策の体制

を行ってきた。また、平成19年度からは下北半島の二ホンザル被害対策市町村等 対策評価科学委員会(以下「科学委員会」)を設置し、合意形成及び対策の検討 中で目的達成のため、学識関係者、 下北半島ニホンザル保護管理対策協議会(以下「協議会」)下北半島ニホンザル !では、科学的な調査に基づいて保護管理を推進するため、第1次特定計画の 有識者、地元関係者及び行政関係者からなる

による連絡会議も設置されている。

保護管理の目標及び施策の方針

7

\Box 保護管理の目標

共存のための社会合意形成 地域個体群としての永続的な保全、 人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減 交雑の防止及び生息地の保全

施策の基本方針

2

保護管理の目標を実現するため、以下の方針により施策を行う

対策を、関係機関との連携により対処する サルの生息地として、森林地帯の適正な保全と管理のための取組を進める。 移入種との交雑は、個体群の絶滅と同じことであり、これを回避するための

餌となる放棄作物の管理や戸締まりの励行などの被害対策は住民の自衛を基

本とし、自治体はそれを積極的に支援する。

52~53)を定める。 がら、「群れ毎の集落への出没・加害状況及び保護管理方針」([表 - 4] P このため「加害レベルと被害対策の選択基準」([表 - 3] P51)に基づきな 各群れは、被害や生態の特性、生息環境が異なるので、必要な対策も異なる。

の依存が進行しないための予防対策を進める 現在、被害を出していない群についても、加害群化しないよう人馴れや里へ

価し、次年度以降の保護管理対策へ結びつける仕組みを整備する サルや被害の動向をモニタリングするとともに毎年度の被害対策の効果を評 県及び市町村は、保護管理対策を実施するため専門的人材の育成等に努める。

得るため、情報の公開、十分な対話や住民の意識・要望の把握などに努める。 地域住民との共存に向けた保護管理対策について、地域内外の理解と賛同を

保護管理のための具体的取組

 ∞

生息地の保全対策

=

整備に努める ここでは餌木の保残などサルの生息にとって良好な環境である広葉樹林の保全 森林地帯で、人間社会に影響を与えない地域をサルの生息地として保全する。

るほか、鳥獣保護区の指定などによる生息地の保全を検討する。 関と調整を図りつつ、天然記念物としての適切な自然生息環境の維持保全に努め また、 サルの生息にとって重要な地域については、 地域の意見を聞き、

A P 被害防除対策 被害防除のための土地管理 卛

2

るため、 の被害防除を長期的観点にたって作成する まえた被害防除計画を立案すれば、より効果的な被害防除が可能である。 が散在する。 ことを認識した上で、被害地の立地条件と遊動域など地域のサルの生態を踏 下北半島では、人間の居住地や農地が狭小な海岸平野部にかたまり、 地域で現在起こっているあらゆる被害と将来予測される被害の軽減を図 一筆、一筆の農地ばかりではなく、人間の居住地を含めた地域全体 被害から守るべき地域が明確に限定されているといえる。この ታ አ

除地域、 の計画との整合性を図りながら、針広混交林や広葉樹林などの保全、人工林 伐採後の広葉樹天然林化への移行を検討するなど、被害軽減に資する森林を は、森林におけるサルの生態研究の成果を踏まえ、森林管理局や森林所有者 地勢と土地利用に着目し、区分に応じた適切な防除方法を想定しながら 被害地を中心とした土地の管理区分では、まず、被害から守るべき地域の、 警戒地域、 サル生息地を設定する。サル生息地の設定に関して 招

(イ) 土地区分の定義と管理の方針([図 - 3] P50) 防除地域

えたサルは、 できない群れは排除すべきである。 間の日常生活圏に主たる行動域を移し、人間社会の甚大な犠牲なしに生息 る状況にある。このような農作物被害対策を駆使したにもかかわらず、人 ながら被害防止対策を実施してきたが、第1次特定計画が策定された以降 害防除対策を駆使する。 その上で、電気柵、網の設置、農地の作付けの工夫、追い払いなど各種被 徹底的に防除を行う。まず、不必要にサルを誘引している原因を取り除く。 辺や農地は本来的にサルの生息地とはなりえないことから防除地域として 警戒地域 防除すべき財産のある地帯。主に住宅地・農地等の区域とする。 群れの遊動域が拡大傾向にあり、海岸部を中心に対策が求められてい 他の自然条件の中で生活するサルにとっても悪影響を及ぼす。 電気柵の設置など行政による対策や助成を活用し あまりにも人馴れし、人里の食物を覚

サルの生息地である森林地帯から防除地域へサルが出ないような環境作

立地条件によっては設定できない場所もある。原則的に捕獲は行わないこ 定し、その除去に努める。農地、居住地域がすぐ急峻な山林に連続するなど 目し、サルの侵入経路になりうるもの、不必要にサルを誘引するものを同 りを行う地帯。主に民有林の区域とする。サルの行動や植生、立地条件に着

サル生感地

و ال 植栽などサルの生息にとって良好な環境の保全、整備に努める。原則的に 捕獲は行わないこととする。 にサルを引きつけることにより被害の軽減を図る。ここでは餌木の保存、 サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯。主に国有林の区域と ,ただし、国有林内に点在する民有林は生息地として扱う。 この地帯

具体的被害防除対策

P 調気補

経過後の再設置などの課題もある。 事業で実施されているが、最近では、比較的簡易で安価な柵も導入されてい 対策で追い上げ・追い払いと共に有効なものである。高価なため各種の補助 の侵入を防ぐため、通電した電線を伴う柵。これまで行われてきた被害防除 る。設置後の草刈りなど維持管理、設置箇所以外への被害の波及、耐用年数 一筆一筆の農耕地や土地管理区分によって防除地域とされた区域へのサル

Ξ 猿落君

もの。支柱をボンボリ型にしたり、ヒサシを付けたりすることにより、サル サルが農地に侵入しにくくして、加害前に追い払いを行いやすくするための ダンポールの先にテグス網が張り巡らせてある。支柱がしなるため、サルが の柵への馴れに応じて、侵入されにくいように農家自らが柵を順応させるこ うまく登れず、侵入に時間がかかる。絶対に侵入させないための柵ではなく、 奈良県果樹振興センターが開発した安価な簡易型猿害防止柵。よくしなる

$\overline{\mathcal{V}}$ 追い払い

民が一丸となって行うことが人に対する恐怖心をより一層サルに植え付ける ことから効果的である。 て追い出す方法。 集落や農地などの防除地域に出没したサルを花火やモデルガンなどを用い サル対策監視員の支援を受けながら住民が中心に行う。住

いが可能である。また、農地や集落周辺に固定アンテナを設置し、群れが一 定の距離に接近したら受信、警戒信号を出してくれるシステム(接近警報シ ステム)を設ければより効果的な追い払いが可能である。 群れの中のサルに電波発信機を装着することにより、群れの行動域、 行動特性が把握できると共に、群れの移動を予測しての効果的な追い払 個体

Ħ 追い上げ

ステムの活用が効果的である。また、近年他県においては犬を活用した追い で組織的に行う。追い払いと同様、 地まで追い上げる方法。 地勢等に応じて総合的に判断し、効果的な追い上げ方法を検討していく。 上げ(モンキードック)で効果を上げている事例もあり、今後、被害地域の 防除地域や警戒地域に出没したサルを監視員などが中心となってサル生息 住民の協力を得ながら、行政が中心となって大人数 サルへの電波発信機の装着、接近警報シ

Œ 餌やり防止対策

度的規制措置についても検討する。 などを通じて普及啓発に努める。また、餌やり防止のための条例制定など制 道路などで餌やりが行われないように掲示板の設置やパンフレットの配布

(\mathcal{L}) 警戒地域の環境整備

う。具体的には藪の刈り払いや人工林の強度の間伐、餌となる植物の除去な どがある。 サル生息地から防除地域ヘサルが出ないような環境グヘリを警戒地域で行

3

を目的とした捕獲も実施することとした。 個体数の減少の可能性についても配慮する必要がある あったが、第2次特定計画では、農作物被害防止対策としての分布域の拡大防止 では、人家侵入・人的被害のみで加害個体を特定する「問題個体」の捕獲のみで 動域拡大防止を目的とした捕獲を実施することとした。しかし、第1次特定計画 域の拡大に伴う農作物被害の拡大など地域社会に与える影響を考慮した場合、行 第1次特定計画が策定された以降も、生息数の増加や群れの分裂、群れの行動 もちろん、急激な気候変動などによる

一十3 捕獲及び被害対策の判断については、 P51] を参考にするものとする 「加害レベルと被害対策の選択基

捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する

実験動物としての利用はしない。 檻により捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により処分し、 許可した個体(頭数)以外を檻で捕獲した場合は、 速やかに放獣する。

銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適

正に処理する

して活用する 捕獲した個体は、 データを記録するとともに、 保護管理のための資料と

加害個体除去

A

に行う。 努めると共に、追い上げなどの被害防除対策を行った上で、やむを得ない場合 物に甚大な被害を与える個体は捕獲する。捕獲にあたっては加害個体の特定に 侵入や人などへ危害を与えている個体あるいはその恐れのある個体、 防除地域(人家及びその周辺地域(農地を含む))に出没又は定着し、 及び農作

個体数調整

個体数を調整するための捕獲を行う。 ても被害が軽減できず、かつ、地域からの強い要望があった場合には、群れの 群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、組織的追い上げ等、被害防除を行っ

群れのバランスのとれた齢構成に配慮するものとする 個体数を下回らないこととする。また、原則として成獣を捕獲することとし、 る視点に立って、地域個体群規模が第1次特定計画策定時 (平成14年) の調査 捕獲にあたっては、当面、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図

加害群除去

響を検討する 被害防除対策の効果や生息状況を詳しくモニタリングし、群れ捕獲の効果と影 などにより分裂し、被害区域を拡大させる恐れのある群れについては、 ルが高く、加害個体の捕獲では効果が見られない群れ、あるいは生息数の増大 群れの大半のサルが人家侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど加害レベ

ときには、群れ捕獲を行う。 しかし、人的被害の危険性が高いなど一定要件を満たす被害レベルに達した

※ 絶滅の恐れのある地域個体群に位置づけられている下北半島ニホンザルを永続的に維持するためには、最低限20群又は約1,000頭、250平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することを目安としている。現状における「平成18年度下北半島ニホンザルモニタリング調査」では、29群1,323+αであり、第1次特定計画策定当時の状況 (下北半島のサルの個体数は絶滅の恐れのある個体数の目安とされる1,000頭を脱したところである。)と比較して、サルの個体数、群れ数が増加している状況にある。

住民による自衛

4

サルとの共存のためには関係機関がそれぞれの役割を果たすと共に、住民による自衛が不可欠であり、下記の取組に向けて普及啓発に努める。

ア 戸締まりの徹底

これまでの社会的習慣から施錠を行わない家庭が多かったが、人家侵入の激化を契機に徐々に施錠が普及しつつある。今後は家屋以外も含めて施錠を徹底するよう普及啓発を図り、人家侵入の防止及び集落からのサル被害防除に努める。

理に努める。

電気柵の適正管理

補修点検、下草の除去、周辺立木の伐採や枝払いなど電気柵の適切な維持管 fiに努める。

ウ 餌などの管理徹底

青

森

誘引要因の除去

農地及び人家周辺など人の生活圏をサルの餌場と認識させないよう、サルの誘引要因の除去を徹底する。具体的には、山林と農地の間の雑木・藪・雑草等の刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。また、農地の野菜や果実の取り残しや放置は、サルの誘引要因になることから適正な処分を行う。

餌やじの禁止

人馴れを招き、人への警戒心を低下させ、被害を拡大させるのみならず、その地域への定着の要因となるため、絶対に餌を与えないよう掲示板の設置やパンフレットの配布などを通じて普及啓発を図る。

エ 被害の少ない作物への転作や作付け方法の改良など

むつ市 (脇野沢) では20年ほど前にミョウガ作付けの取組を始めたが、ほとんど被害がないことからミョウガへ転作する農家が増え、効果を上げている。

また作物の配置や栽培方法などを工夫する。

オ 被害の補償補填

農作物への被害の補償補填のため、農業共済制度の活用を検討する

(5) 交雑防止対策

下北半島のニホンザルは、世界的に貴重な地域個体群としてその遺伝子を保全する必要がある。県は、タイワンザル等の外来種が野外で発見された場合、関係機関と協力して当該個体を排除する。

計画の実施及び見直しに必要な事項

9 (1)

計画の実施体制

県は、この計画を推進するため、「特定鳥獣保護管理計画の実施体制」([図-4] P54)に基づき協議会及び科学委員会を開催する。また、協議会の構成機関である国、県、市町村、農協及び観光協会連合会は互いに連携を図りつつ、計画目標の達成に向けた各々の取組を進めるものとする。さらに、NPOなど他機関との情報交換、連携を進める。

人材育成

2

県及び市町村は、保護管理施策を継続的かつ適切に実施するため、相互に連携を図りながら国等の研修の機会やサル専門家・NPOなどの指導、協力を得ながら専門的知識や技術を有する人材の育成に努めるとともに、サル対策専門チーム

(3) モニタリング

の設置や野猿保護管理専門員の採用等を検討する。

県は、市町村等の協力を得ながらサルの生息状況や被害状況などを把握するため、毎年度モニタリング調査を実施する。

ア 生息状況モニタリング調査

県は、群れの分布域、群れ数、個体数の動向の変化を把握し、計画の見直しのための基礎資料とするため、生息状況モニタリング調査を実施する。

被害情報マップの作成

市町村は、「二ホンザル被害情報マップ作成要領」(【別紙-1】 P 59)に基づき毎年度、出没状況、加害状況、防除対策実施状況、農地の耕作状況を記載した被害情報マップを作成し、県に報告する。

住民意識の調査

Ū

アンケートや聞き取りによって住民意識を調査し、被害対策の効果や保護管理問題についての普及啓発の程度を把握する。

対策の評価及び計画の見直し第3次特定計画等でにあたる

4

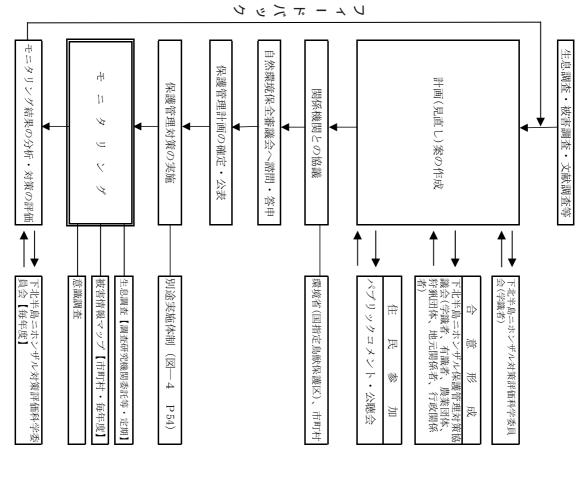
第2次特定計画策定にあたっての基本的な考えは、第1次特定計画を踏襲しつ、現状の変化に併せて、不足する内容を加え、地元の意向を十分に踏まえて修正することとしている。(サルの群れ、頭数の増加、農作物被害地域の拡大などの状況変化に対応)

県は毎年度、対策事業の評価及び見直しの必要性を検討するため、科学委員会を開催する。第2次特定計画は原則として4年後に見直しする。ただし、4年以内でも変更する必要が生じたときは見直しを行う。県は見直しに当たり、関係者の合意を図るため協議会を開催する。見直しの手順は下記図のとおり。また、この計画が終期を迎えたときには、モニタリングの結果を踏まえ、設定

された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その

結果を踏まえ計画継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。 (行き過ぎや不十分な点があれば改善する。) 野生鳥獣の生態や生活には明らかになっていない部分も多い。また、自然の中には予測不可能な非定常性も存在する。こうした曖昧さや不確実性の存在を認めた上で、モニタリングにより絶えず計画や実行を点検、修正するフィードバックシステムを構築することが大切である。

特定鳥獣保護管理計画の策定から見直しまでの流れ



6 住民などの普及啓発、 合意形成

 \Box 共存に向けた地域住民への普及啓発

報を公開するとともに、住民の自衛のための技術や知識を高めるため研修の機会 住民に理解してもらうため、ホームページの開設やワークショップを開催し、情 理解を求める努力を積極的に進める。また、保護管理や被害対策への取組を地域 住民と行政との連携が必要であり、シンポジウムなどの開催を通じて地域住民の 被害を減少させ、共存の土壌をつくるためには、地域住民などの理解とともに、

2 環境教育、地域資源としての活用

地域の子供達への環境教育

年を対象とした野生動物の保護についての各種事業についても検討を進める。 を子供達の生活の中に定着させるような普及啓発を行う。 学校、地域活動などでの環境教育を通じて、野生動物との適切なつきあい方 また、県内外の青少

エコツーリズムなど観光資源としての活用

配慮したものになるよう指導する 外来者に紹介し、観光資源として活用する。ただし、サルの人馴れ防止に十分 下北半島の豊かで固有の自然を、エコツーリズムなどへ参加する観光客など

研究や研修の場としての活用及び関連施設の整備

青

再整備を検討する 効果的に行われるようにエコミュージアムなどの整備、鱈の里など既存施設の 究や研修の場として活用することを推進すると共に、研究・普及・啓発活動が についての認知が更に高まることが期待される。このことから、この地域を研 が、研究活動によってニホンザルを含めた下北半島固有の自然的価値や重要性 下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息する種として学術上重要である

用語の説明

加害レベル

の指標。 群れの人馴れの程度、加害の程度をサルの行動から総合的に評価した群れの害性

(植物) 群落

地では、 同一場所に一緒に生活している植物群を指す操作的な植生の単位。 組成、 構造などよく似た群落が成立すると考えられている 同じような立

た高次の単位 植物群落を表現する単位の「群集」を、 その特徴を構成する種の類似性でまとめ

代償植生

人間の影響によって立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの。

地域個体群

地域的に連続して分布する群れのまとまり

ブナクラス域 日本の夏緑広葉樹林でブナが特徴種となっている群落。植物社会学の用語

分派行動

U

行動をとることが多い。 社会交渉を保ちながら一緒に行動すると考えられているが、これが小集団に分かれ 別行動をとる場合があり、これを分派行動という。通常、群れが分裂する前に分派 なる複雄複雌の集団であり、群れと呼ばれている。群れは、 二ホンザルの社会単位は、母系の雌と子ども、さらに外来のものを含めたオスか その構成員で緊密な

以七クガル

タイワンザルなど約18種類いる。ニホンザルと交雑する可能性がある ニホンザルに近縁なマカカ属(マカク属)のサル。カニクイザル、アカゲザル、

群ちの分裂

すわけであるが、そのため、新たに行動域が増し、群れの分布域が広がる場合が多 増加にともなって起こると考えられている。群れの分裂により、群れの数が一つ増 の行動や社会交渉の単位が生ずること。通常、群れの分裂は、群れの構成員の数の 群れがニホンザル社会の単位であるが、この群れが不可逆的に二つに分かれ、 別々

ニホンザル被害情報マップ作成要領

Ш 雹

9 9 状況を正確に把握する必要がある。 ベル、現在実施している対策等を簡潔明瞭に認識できる地図と関連情報一覧を作成 二ホンザルによる被害に対し効果的な対策を実施するためには、 そのため、市町村毎に生息状況、群れの加害レ 地域ごとの被害

対象市町村

むつ市、大間町、風間浦村、佐井村 (ニホンザル生息町村)

被害情報マップの作成方法

地図と一覧表に記載する情報

対照できるように、項目例については、情報毎に一覧表と地図情報に共通の番号 次の項目について情報を収集し、記載する。なお、 から)をふるものとする。 一覧表の情報と地図情報が

- 群れ、オス集団、ハナレザルの出没区域
- 群た、 オス集団、ハナレザルの出没時期
- オス集団、ハナレザルの加害区域

Ū

- 農業被害、その他) 群れ、オス集団、ハナレザルによる加害の種類(人家侵入被害、人身被害、
- 群れ、オス集団、ハナレザルの加害品目
- 群れ、オス集団、ハナレザルの加害レベル・表
- 被害防除 (柵、電気柵、追い払いなど)の実施場所

 \mathbb{E}

- $\overline{\mathscr{Q}}$ 現在利用されている農地の所在とおおよその広がり
- 現在利用されていない農地の所在とおおよその広がり

その他必要な情報

クリ、カキなどの果樹分布箇所 観光客によって餌付けされている場所、廃果置き場、サルを誘引する恐れのあ

情報の把握

既存資料によるものとし、地域の状況により適宣応用すること

Ū 被害情報地図の作成

 \mathcal{F} 情報は、1/25,000の市町村管内図に記入する

Ξ 凡例は、

Н 被害情報一覧の作成

表

2に基づくものとする。

参考資料(1)「二ホンザルの個体群管理指針」(P34~37)に従って作成する。

表 加害レベル判定基準表

基づき担当者が判断する。該当する基準の番号を一覧表及び地図上に記入する。複数 の基準を選択してもかまわない。 群れ、 オス集団、ハナレザルごとに加害程度を、 既存資料、聞き取り、現地調査に

農地への出没及び農業被害程度基準(A)

農地への出没なし、

数頭が、希に収穫後の農地に出没。

農地に季節的に出没し、主に畦の草本類や落ち穂、

クズ野菜などを採食。

季節的に農地に出没し、農作物を採食

ほぼ一年を通じて農地に出没し、農作物を採食

農作物に甚大な被害を与える

人馴れの進行程度及び生活環境被害基準®

ほとんど見かけない。

人の姿を見ると逃げる

人を識別して、女性、子供高齢者では逃げない場合もあ

ω

人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。

人家の庭先に出没する。

人家に侵入する

B 6

ルの加害区域

オス集団、

ハナフザ

地点の場合は赤い 、区域の場合は赤い囲み込み線で表記する。

主な加害時期、 品目を併記する。

明記する)

青

敍 删 郦 機 I

赗

(記載例)

〇〇町 (村) 00年

	 出没情報通 し番号 (情報源)	群の大きさ 10頭 (村への情 報11月) 報10月) 30頭 (村への情 (村への情 (村への情 報9月)	加害の有無無し (村への)情報(10月) (村への)情報(10月) (村への)情報(10月) (村への)情報(10月)	出没情報通群の大きさ加害の有無加害の種類加害品目 加害発生限し番号 10頭 無し (情報源) (村への情 報11月) (村への情 報11月) (村への情 を 11月) (村への情 を 11月) (関き取り 地調査11月) (関き取り 地調査11月) (関き取り 11月)		加害発生時期 期 9~11月 (聞き取り 11月) 7~10月 (聞き取り 11月)	加害レベル A3・B2 (闘き取り 11月) A3・B3 (闘き取り 11月)	(関連 対策の 有無 有り (関連 関 り 調査 10 月)	加害レベル 対策の 対策の 備考 有知 種類
3頭 有り (村へ農作物被害リンゴ (現 (村への情の情報10月) (関き取り 地調査10月) 報9月) 10月)		30頭 (村への情報10月)	有り (村への情報10月)	、農作物被害) (聞き取り 11月)	リンゴ (現地調査11月)	9~11月 (聞き取 11月)			A 3・B 2 有り (現 電 気 (聞き取り 地調査10 (現地 11月) 月) 査10月
		3頭 (村への情報9月)	有り (村への情報10月)	、農作物被害) (聞き取り 10月)	リンゴ (現 地調査10月)	7 ~ 10月 (聞き取 11月)	A3・ (聞き) 11月)	A 3・B 3 無し (聞き取り 11月)	A 3 · B 3 無し 無し (聞き取り 11月)

- 地図と対照できるよう、群れ、オス集団、ハナレザル毎に情報を整理する。
- 群れの区別ができる場合、オス集団、ハナレザルと備考欄に記入する。
- 情報源は時期、調査の種類、既存資料は報告書名など具体的に記載する。

ω

B 7 人からものを奪ったり、人を傷つける。 被害情報マップの記載情報の凡例

人を威嚇する行動を見せる

表

出没地点、

区域

込み線で表記する。

集団M、ハナレ ザルレの区別を

(群れG、オス

を併記する。

主な出没時期

合には、出没区域として青い囲み

地点の場合は青い 、複数の出没 地点が同一の群れと断定できる場

舢

微

表

뱅

痽

妣

群、オス集団、ハナレザ ルの加害レベル	赤色で	表 1により判 定する。
柵の設置場所	茶色で	
電気柵の設置場所	茶色で	
追い上げ、追い払いの実 施場所、	追い上げ 追い払い	
その他必要な事項クリ・ カキの分布	適宣表示する。	
利 用 農 地	緑色で 	
非 利 用 農 地 (休 耕地・放棄地)	橙色で	

凡例を追加したり、独自に作る必要がある場合は、 図面に明記する。

-31 —

参考資料

二ホンザル個体群管理指針

 \equiv

1. はじめに

ふしぐ

下北半島の一部では、二ホンザルの人馴れや生息域の拡大が進み、人家に出没する個体が人を威嚇したり、人家侵入するなどして住民に不安を与えている。また、農作物被害は、生息域に隣接する農地のほぼ全域に及び、農家の生産意欲の減退を招くなど深刻な状況となっている。

このような状況のもと、北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた対策を推進するため、第1次特定鳥獣保護管理計画(H16.4.1~H20.3.31)を策定したところである。この計画の中でサルによる人身事故を未然に防止するとともにそのような事故が発生した場合、速やかな対応をとるため、「二ホンザルの問題個体管理指針」を策定し、被害防止対策を実施してきた。

第2次特定鳥獣保護管理計画 (H20.4.1~H24.3.31) においても、人身事故の未然防止を最優先に対処していくが、近年の二ホンザルの増加や群れの分裂、生息域の拡大に伴う、農作物被害の拡大など地域社会に与える影響を考慮した場合、農作物被害防止対策としての捕獲を含めた、より多様な被害対策を検討することが必要な段階にあると判断している。

したがって、第2次特定鳥獣保護管理計画の捕獲に関しては、従来の人的被害に関した捕獲のみでなく、農作物の被害防止対策としての個体数調整等が実施できるよう「二ホンザル個体群管理指針」を新たに作成した。

2. 二ホンザルの個体群管理手法

(1) 加害個体除去

防除地域 (人家及びその周辺地域) に出没し、 人家侵入した個体、 人への危害を与える恐れのある個体、 農作物に甚大な被害を与える個体は捕獲する。捕獲にあたっては、加害個体の特定に努めるとともに、追い上げなどの被害防止対策を行った上で、やむを得ない場合に実施する。

【加害個体除去の定義及び捕獲のための法手続き】

以下のアからエの項目が複数当てはまる個体を、人間の身体に危害を与える恐れのある個体及び農作物に甚大な被害を与える個体と判断し、県が捕獲を許可できる対象とする

捕獲は、別紙「ニホンザル捕獲のための法手続き」にあるとおり、文化財保護法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく手続きを経て行う。

- げない。農地や集落に定着し、 て容易に逃走しないなど 人馴れの度合いが非常に高い場合。 農作物に甚大な被害を与える場合で追い払いによっ 例えば人がサルの3m以内に接近しても逃
- 家屋の上に登ったり、人家及びその周辺の器物を損壊させた場合
- 人間が携帯する食物を奪おうとした場合

Ð 7

Н の側にないかどうか十分確認する必要がある。 となるので、ここでは除外する。 としなかったか。また、 人に対し攻撃的な行動を複数回とった場合。 なお、実際に人間の身体に危害を与えた個体は緊急避難措置による捕獲の対象 人がアカンボウザルと母ザルの間に入らなかったかなど。 例えば、人がサルに餌を与えよう ただし、 攻撃的行動の原因が人間

2 個体数調整

群れのバランスのとれた齢構成に配慮するものとする の調査個体数 (平成14年)を下回らないこととする。さらに、原則として成獣とし、 捕獲にあたっては、当面、地域個体群規模が第1次特定鳥獣保護管理計画策定当時 被害が軽減できず、かつ、地域からの強い要望があった場合に個体数調整を行う。 群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、組織的追い払い等、被害防除を行っても

3 加害群除去

害の発生又は発生する危険性が高い場合に限り、群れ捕獲を行うことができる。 拡大させる恐れのある群れについては、今後、被害防除対策の効果や生息状況を詳 追い払いや農地管理の徹底を実施しても行動域の中心を森林に変更できず、人身被 しくモニタリングし、群れ捕獲を行うとともに、捕獲後の効果と影響を十分に検討 では効果が見られない群れ、あるいは生息数の増大などにより分裂し、被害区域を 群れの大半のサルが人家侵入を繰り返すなど、加害レベルが高く、加害個体除去 なお、群れ捕獲を行う場合は、次の要件をすべて満たす必要があり、 組織的

- 行動域が防除地域を中心としていること
- 生活被害が多発していること。
- 捕獲した後の地域個体群内における群れが複数存在し、かつその連続性が概ね
- Η 追い払いや防護柵の設置等の被害防除対策を実施する。 捕獲対象とする群れと隣接する群れがその行動域を拡大しないよう、 組織的な

被害発生時の対応

第1段階 (情報の収集と被害防除)

に出没し、何らかの被害が発生している場合。 二ホンザル (個体および複数の個体)が人家及びその周辺 (農地を含む。)に頻繁

- 市町村への通報、 市町村は県へ報告
- 市町村職員による調査(調査シートと被害場所の図面に結果を記載)
- 被害状況調査

2

- 現在とられている防除対策の種類と範囲
- 捕獲以外の被害防除対策の実施

3

2)

- 誘引物 (生ゴミなどの管理状況) の調査とその除去
- 監視員等によるモデルガンや犬を用いての追い払い
- 家屋の戸締りの徹底呼びかけ

 ω 2)

第2段階 (判断と被害防除策の実施)

(1) 市町村は、状況の確認、加害個体及び加害群の特定、捕獲又は捕獲以外の防除 法等を調査する。

捕獲を除く防除対策の実施

2

- 特定できた誘引物等の除去、電気柵の設置
- 監視員等によるモデルガンや犬を用いての追い払い

捕獲の判断

3

1)加害個体除去

さらに、捕獲する場合は、処分方法を定める 市町村は、調査結果に基づき、被害レベルを判断し、捕獲の有無を決定する。

個体数調整

さらに、捕獲する場合は、処分方法、捕獲数の上限を決定する 市町村は、調査結果に基づき、被害レベルを判断し、捕獲の有無を決定する。

上限:計画期間内 (4年間)の頭数

加害群除去

場合の効果と影響を十分に検討する 被害防除対策の効果や生息状況を詳しくモニタリングし、群れ捕獲を行った

第3段階 (捕獲の決定)

の諾否を決定するとともに、 温け、 市町村から「特定計画に基づく数の調整」について申請があった場合、 下北半島二ホンザル対策評価科学委員会に処理状況を報 捕獲

告する。

第4段階 (捕獲)

し、後日、速やかに下北半島ニホンザル対策評価科学委員会に報告する。 市町村は、 捕獲を実施する場合、処理の過程についての記録文書は様式を定めて残

(2) ニホンザル捕獲のための法手続

市町村長(申請者)

県自然保護課

捕獲)

通知

(調査のための一時的な

に基づく捕獲)

(特定鳥獣保護管理計画

許可(文化財保護法第125条) 文化財保護法に基づく現状変更許可申請 終了報告 ・飼育のための捕獲 捕獲 ・調査のための一時的な捕獲 若しくは生息状況の調査又は当該動物による 文化財保護法施行令第5条第4項第1号ト 文化庁 ため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育 個体のための捕獲 (許可例) 又は当該捕獲した動物の標識若しくは発信機 人の生命若しくは身体に対する危害の防止の 現状変更 人の生命若しくは身体に対する危害防 市町村教育委員会 市町村長(申請者) 止のために必要な捕獲 県文化財保護課 県又は市が許可 天然記念物に指定された動物の個体の保護 進達 9 (許可書は上記ルートを逆に申請者へ) 卌 田淵 (文化財保護法第125条) 絔 又は市の教育委員会が許可 の背回 県又は市の教育委員会 政令で定めているものは県 に関する法律第9条) 許可(鳥獣の保護及び狩猟の適正化 鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請 (2)国指定鳥獣保護区内で捕獲する場合 (1)捕獲のために麻酔薬を使用する場合

摧

菱

9 卌

絔

下北地域県民局

許可証の返納

県自然保護課

は、環境省の許可も必要である。

環境省の許可となる。

は、鳥獣保護法に基づく捕獲許可は

- 37 —

県又は市の教育委員会)に報告するものとする。 化庁長官(県又は市の教育委員会が行った場合には、

38

現状変更等の許可申請等に関する規則第3条 現状変更を終了したときは、遅滞なくその旨を文

— 40 —

(3)下北半島の二ホンザルの歴史

2006	2004	2001 ~ 2002	2000	1995 ~ 1999	1998	1995 ~ 1997	1994	1991	1989 ~ 1991	1984	1982	1001	1980	1978	1977 ~ 1979	1976	1975	1973	1970	1965 ~		1970	1968	1964	1063	1962	1947	#
H18	Н16	H13~14	H12. 10.3 H13.3	H7 ~ 11	Н10	H7 ~ 9	H7	Н3	H元∼3		٤	67	S55	853	S52 ~ 54	S51	S50	S48	S45	S40 ~ 45	S45	S45.11.11	S43	\$39	628	\$37	\$22 \$35	(月 日)
旧 四 個 原 所	第1次特定鳥獣保護管理計画(下北半島ニホンザル)策定問題個体排獲 14頭	0 ~ 1,20	<u>基本計画策定</u> ホンザル1頭をお X容 - 23群約1,00	県の下北半島二ホンザル生息数等調査により18群718~761頭と推定	風間浦村で電気柵設置開始、大畑町で電気柵設置 下北半島のサル調査会が17群732頭+ と推定		脳野沢村で電気柵設置開始	佐井村で畑に被害が出始める	野猿公苑拡張整備	国設下北西部鳥獣保護区に設定	17	↑ 規出	猿害が社会問題化、A群の主群に村が大量給餌を再開 はアジ社構の、同、『『・法主歌』、の歴述	 	日本モンキーセンターによる「北限のニホンザルの保護に関する調査」実施	A群への給餌を大幅に減らす。群に分裂の兆候が現れる。	猿害が芋田地区から蛸田地区へ拡大、環境庁と文化庁の覚書に基づ き下北半島ニホンザルの保護増殖事業が文化庁から環境庁へ移行	京大霊長研が下北半島に研究林を設定	西北部のサルを日本モンキーセンターほかが調査開始	7群(北西部3群、南西部4群)約190頭を確認	猿害が九艘泊地区から芋田地区へ拡大	国の天然記念物指定(下北半島のサルおよびサル生息北限地(脇野 沢村・佐井村))	下北半島の国定公園指定	西南部の生息域を県が鳥獣保護区に設定、A群の餌付け完成	の陳情 の陳情 おおおお の の の の の の の の の の の の の の の の の	九艘泊地区で田畑荒らしが頻発化し、九艘泊婦人会が村へ猿害防止	を狩猟獣から除外には、	:



1923年頃(大正12年頃) 1960年頃(昭和35年頃) 1970年頃(昭和45年頃) 1980年頃(昭和55年頃) 1990年頃(平成2年頃)



1998年(平成10年)



2000年頃(平成12年頃)



2004年(平成16年)



2006年(平成18年)

(4) 下北半島ニホンザル 分布域の変遷(1923年頃~2006年)

三戸幸久氏作成図に加筆

(5) 群 の 変 遷

06	CO	O JI	04	03	2.0	01	1000	2000	99	98	97	96	95	94	93	2.6	99	01	1990	89	88	87	86	85	84	83		81	1980	79	78	77	76	75	74	73	72	71	1970	69	68	67	66	65	64	63	1962	固顯
A2-84							+																		A2-84		捕獲	捕獲	 	\A3	AI																	
A2-85 A87 0							+											+				A87		A2-85					-		Æ								!								Α	南西部の群
В							‡											†																												0 B		舞
∪期 21:				٠.১			Ŧ	+		Z1	/	_	F	-			+	-											<u> </u>										<u> </u>					U			-	┢
ZA ZB ZC	/	_	<u></u>	_	<u>_</u>	>	 			Z2	_	_	\geq	>		7	1												<u> </u>										Z				8		8			
E MA MIB MIC	/	_	_	_	_	_																																										
	_	_		_	_		-							MZA		ML		<u>`</u> }											 										Z							3		
MAN MAB MAC 1							1			MRC			ļ 	MZB		×	L.																															北西部の舞
Y1 V2 KA I		_	_	=	<u> </u>	>	-	< -	KA									1											<u> </u> 							Υ												の舞
KA KO Ari Ar2							N 11 MZ									Ar																					Ar											
A+3 II								1			11	٠.,	, . ,																																			
12 13 Is							Į.	7 .		В',	12 11	111	:::	/	//W	<u>-</u>	- -					<u> </u>			<u> </u>	ļ			 	<u> </u>	(5数)								П							(I)		
<u>8</u>							7	-			<u> </u>		<u> </u>	1		<u> </u>	1_	_i_											<u>i </u>		<u> </u>					<u> </u>		<u> </u>	i .	<u> </u>							1	1

(6) タイワンザルに関する主な経緯

年	Л	事項
1971	S 46	- 半 を ・ を
		有戸字向田) オープン
1975	S 50	観光牧場閉鎖
1989	н元. 9.6	むつ市内の消防署でオス1頭を捕獲
	" . 9 . 16	むつ市中野沢でオス1頭を捕獲
1990	H 2 . 5	アイワンザルの飼養場所を約3.5km南南東の野辺地町
		有戸字向田に移転
	H 2 . 12. 13	東北町でオス1頭を捕獲
1991	Н3.3.19	横浜町でオス1頭を捕獲
	" . 9 . 14	東通村早掛平でオス1頭を捕獲
		その後は北上の目撃情報なし
2001	H13. 10. 11	大畑町(2ケ月前)、大間町、野辺地町で目撃情報
2002	H14. 6	横浜町で目撃情報
	" . 7 . 17	野辺地町北目ノ越で檻によりオス1頭を捕獲
	<i>"</i> . 11	横浜町で1頭を確認し、檻を設置するが捕獲できず。
2006	H18	٠.> ال
		45/03:確認(0)。(で名)27町目以の表口)

サル目(霊長目) - オナガザル科 - マカカ属(マカク属) - ニホンザル(Macac afuscata)

二ホンザルは日本固有種であり、北は本県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息している。屋久島に生息するヤクシマザルと屋久島以外に生息するホンドザルの2 亜種に分かれる。本県では下北半島、津軽半島及び白神山地に群れが生息している。

頭胴長:オス56~60cm、メス47~55cm、尾長:オス8~12cm、体重:オス10~18 kg、メス8~16kg、オスがメスより大きい、体毛は茶褐色ないし灰褐色、顔と尻が赤く特に交尾期には鮮紅色になる。

基本的に群れで生活し、その個体数は数十頭から往々にして百頭を超す。

メスは多くの場合、一生を生まれた群れで過ごす。メスが初産をむかえるのは普通5才から9才程度。秋に交尾し、春に出産する。妊娠期間は約170~180日。一産一仔。2年以上連続して出産することは稀。オスもメスも20才までには大多数が死亡する。

オスのほとんどは3~8才くらいで群れを出る。その後、単独での生活を送ったり、群れを渡り歩いたりする。時としてオスばかりの集団(オスグループ)を作る。群れ内では家系によるまとまりがみられ、血縁の近い個体ほど親和的である。群れは定まった地域の中で生活する。この地域を行動域や遊動域と呼ぶ。

基本的には植物食で、昆虫も好む。海岸では貝類や海草類もときおり食べる。下北半島では冬期間は樹皮、冬芽が中心である。

<u>|</u>

4]

特定鳥獣保護管理計画の実施体制....

群れ毎の集落への出没・加害状況及び保護管理方針..

 $52 \sim 53$

15 14 13 12

5

50

49

48

6

47

54

表

ω

加害レベルと被害対策の選択基準.....

票.

2]

農作物被害状況と被害対策の変遷......

×

ω

土地管理区分図 (ゾーニング)

X

2]

農作物被害発生状況位置図 (H16~18)

⊠ -1

下北地域個体群の生息分布.....

[表 - 1]

群れ状況一覧表.....

表 鶦

X

るしぐ

46 番号

罪 * 弉

≭ 兇 l 赗 表

表 |

生息域の市町村 $31 + \alpha$ 調 102 74

? (男川) M1B M 2 A M1C A r 2 M2C Y1 M 2 B Z 2 A Z 2 B Z 2 C A2-85 A **8** 7 0 2 A2-84 Y 2 I 2 ΚA 3 В ごつ市(大畑町、川内町) 在 井 村 佐 井 村 大 間 町 風 間 浦 村 風間浦村 大間町 風間浦村 大間町 大間町 風間 風間浦村 風間浦村 大 間 町 佐 井 村 大圖馬 # 里井 # 井間 # 浦村 $20 + \alpha$ $36+\alpha$ $34 + \alpha$ $20 + \alpha$ $30 + \alpha$ 30+ α 10+ α $45+\alpha$ 57 82 93 31 46 50 23 48 4 4 6 62 63 8 $82 + \alpha$ $60 + \alpha$ $57 + \alpha$ 市町村調査 120 80+α 34 30+ α 10+ α 45+ α $31+\alpha$ 36+ a * $87 + \alpha$ $61 + \alpha$ $30 + \alpha$ $61 + \alpha$ $44 + \alpha$ $32 + \alpha$ $30 + \alpha$ 63 36 $45+\alpha$ 43+ α $40 + \alpha$ $48+\alpha$ 56 26 * * * × Ж * × * 発信器装着 分布面積(ha)

48,000

29 28 27 26 24 23 22 20 21 19

45

46



- 49 —

農作物被害状況と被害対策の変遷

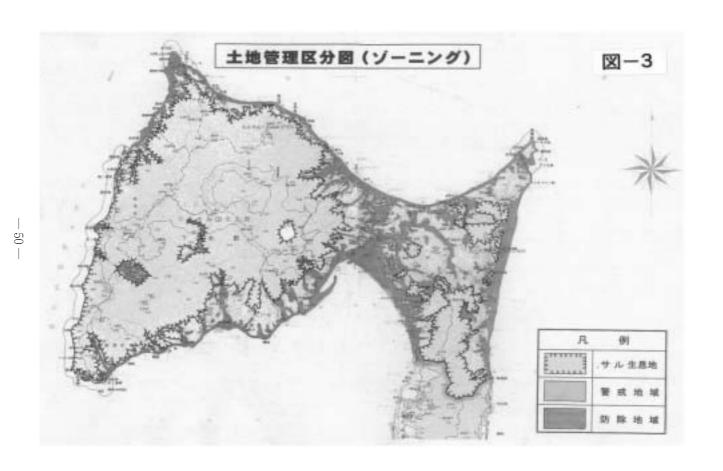
表-2

	∖年号	S35	S37	S39	S45	S53	S55	S57	S59	S61	S63	H2	Н3	H4	Н5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	田左の神史社体出り	被害を出して
	地区\西暦	60	62	64	70	78	80	82	84	86	88	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	現在の被害対策状況	いる群
	九艘泊・芋田	•						*	•	*	•	*	•	*	*	•	•	©	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	追い上げと電気柵設置	A2-84
む	蛸田							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	追い上げと電気柵設置	A2-84
っ	寄浪							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	0	0	0	0	0	0	追い上げと電気柵設置	A2-84
市	新井田							•	•	•	•	*	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	追い上げのみ	A2-84
脇	瀬野							•	•	•	•	*	•	•	•	⊚◆	⊚ ♦	◎ ◆	⊚ ♦	⊚ ♦	0	⊚ ♦	0	0	0	0	0	0	追い上げと電気柵設置	A2-84
野	滝山·源藤城							•	•	•	•	•	•	•	•	⊚◆	⊚ ♦	◎ ◆	◎ ◆	⊚ ♦	⊚◆	⊚ ♦	0	⊚◆	⊚ ♦	⊚ ♦	O		追い上げと電気柵設置	
沢	本村							•		•	•	*	•	♦	•	⊚◆	•	0	⊚◆	⊚ ♦	◎ ◆	0	0	◎ ◆	⊚ ♦	O	⊚ ♦	O	追い上げと電気柵設置	A2-84,A2-85
	小沢																						⊚ ♦	◎ ◆	⊚ ♦	⊚ ♦	⊚ ♦	⊚ ♦	電気ナシ柵設置と電気柵設置	A2-85
む	二枚橋																												追い上げのみ(農家等)	12
つ市	小目名村																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	電気柵設置	
市	, , , ,																				•	•	Ŭ	•	Ŭ	Ŭ	Ü	Ŭ	- CANIII IN IE	
大																														
畑																														
大	材木																			_	_	_	•	•	•	•	•	•	追い上げのみ	Y2,Ar2
間																		_	_	-	_	_		Ĭ	Ĭ	•	Ĭ	•	追い上げのみ	Ar2.M1C
町	奥戸																	_	-	-	-	-	*	•	*	•	•	_		
風.	桑畑																	•		0	0	0	0	0	0	0	0	0	追い上げと電気柵設置	Is,I3
間	下風呂																				0	0	0	◎ ◆	⊚ ♦	O	⊚ ♦	⊚ ♦	追い上げと電気柵設置	12
浦	易国間																							O	O		©	O	追い上げと電気柵設置	Is,M1
村	蛇浦																							٠	٠	(a) (0	@ 	追い上げと電気柵設置	М1
-	原田												•	•	•	•	•	•	•	•	@ 	ΩΦ	Ω•	0.	0 ♦				追い上げと電気柵設置	
	古佐井												ě	Š	÷	·	▼	o ◆	⋄	• @◆		0	0	0	0				追い上げと電気柵設置	
	大佐井												•	•	•	•	•	•	•	•		0	0	0	0				追い上げと電気柵設置	-
佐	戸沢・川目															٠	٠	•	٠	• ⊚◆	0	0	0	0	0	0			追い上げと電気柵設置	
井	矢越												_	_		•	•	•	•	•	•	•	- · ⊚◆	0	0	0			追い上げと電気柵設置	-
	磯谷																	•	•	•	•	•				- ·			追い上げと電気柵設置	-
村	長後																					•	•	•	•	•	•		追い上げのみ	Z2,Y
	福浦																			•		•			⊚◆	⊚◆			追い上げと電気柵設置	
	牛滝																		•											Z2

凡例 ■: 畑作物被害

◆: 巡視員による追い上げ

◎: 電気柵設置○: 電気柵維持管理□: 電気ナシ柵設置



【評価レベル】
レベルの「良好な関係」にある状態。
レベルの「良好な関係」になると予想される状態。
レベル1 「一定の対策を講じれば「良好な関係」になると予想される状態。
レベル1 ニー定の対策を継続的に講じれば「良好な関係」に戻せる可能性のある状態。ただし、被害状況レベル2 : 一定の対策を継続的に講じれば「良好な関係」に戻せる可能性のある状態。
によっては捕獲が可能。
レベル2 : 人馴れが進み、農作物被害が常習化し、一定の対策を継続的に講じても「良好な関係」に戻すことが難しく、かつ捕獲が必要な状態。
レベル4 : 人的被害のおそれが高く、農作物被害も深刻化し、捕獲が必要な状態。
レベル5 : 人的被害のおそれが極めて高く、早急に捕獲が必要な状態。

業後事しべ 7.7 年活婦道後事 1.7 サレー群 わ. 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	一切 一人 プレ 一人	加害レベルと被害対策の選択基準
	湖藤	k

加害レベルは、 によって違いがある	レジル5	レベル4	レベル3	レメル2	レベル1	レベルの	
ベルは、基本的に いがあること、色々		A 4	4 ほぼ1年を通 て膿地に出没 、膿作物を採	A 2 標準に季節的に提びし、共にに接ばな事本類や落など表演的 4 3 を	A 1 数頭が、希に収穫後の標地に出没	A 0 農地への出没 なし	カロ 害 し 農地への出没及 び農業被害レベ ル
- 基本的に被害程度基準の番号の高い方を含むレベルで分類する。 こと、色々な状况で起こりえることから適宜判断するものとする。	B5 人家に侵入する B6 B6 Dを威嚇する 行動を見せる B7 人からものを 舞ったり、人を	B4 人家の庭先に 出没する	B2 人を識別して、 女性、子供高齢 者では逃げない 場合もある B3 B3 B3 B3 B3 B3 B3 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1 B1	B 1 人の姿を見る と逃げる	B 1 人の姿を見る と逃げる	B 0 ほとんど見か けない	人馴れの進行及 人馴れの進行及 び生活環境被害 レベル
号の高い方 さいもこる			個大 本 深	매			個体のハナレ
を含むし 多適宜判断		计删	個 体数調整	(状応個調加沢じ体を整置にて数			が描り
	後み分け筆	(ル上げ、追い払出 電気補の設置 接近警報システ 人 機み分け補 重要な機作物又 は大規模な機搭は は入措機な機搭は は入規模な機搭は は入措の設置	複数人による追り上げ、追り払い 電気柵の設置 接近警報システ	追い上げ、追い 払い 小さな畑は網で 囲うか柵の設置 重要な農作物は 電気柵の設置	追い上げ、追い 払い	必要なし	被害防除
ただし、B7については人	戸繁まりの資訊	一で 動	農地周辺の藪の除去 戸締まりの徹底 人家及び帰地周辺の 人家及び野菜は間辺の 傷物の果実及び野菜など餌となるものの除去	農地周辺の藪の除去 人家及び農地周辺の 傷物の果実及び野球は と餌となるものの除去	農地周辺の藪の除去人家及び農地周辺の 人家及び農地周辺の 傷物の果実及び野菜な ど餌となるものの除去	農地周辺の藪の除去 人家及び農地周辺の 傷物の果実及び野菜な に関となるものの除去	環境 整備

群れ毎の集落への出没・加害状況及び保護管理方針

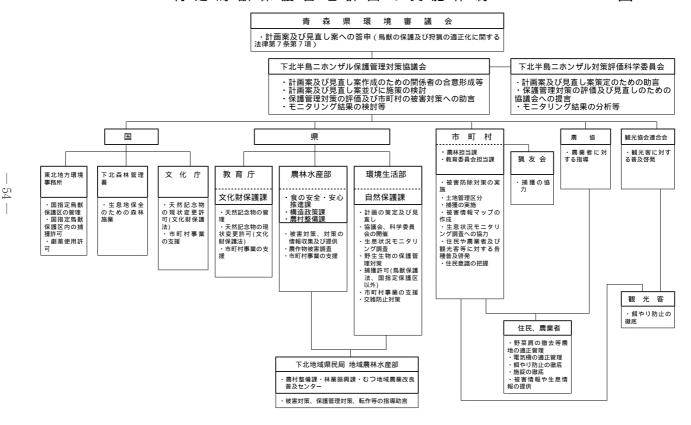
表一4

番			加害レ	ベル			į	詳れの保護管理方	· 針
号	群名	生息域の町村		人馴れ進行・ 生活環境被害 レベル	総合レベル	集落への出没・加害状況	個体の捕獲	被害防除	環境対策
1	A2-84	むつ市 (脇野沢)	A 4	B 5 ∼ B 6	L 5	人家・小屋への侵入。屋根・ベラング等の家屋への出 设。電線の伝い歩き。ほぼ1年を通じて集団で農地へ 出没し、農作物を探食。	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払 い、モンキードックの検討	放棄作物管理対策、戸締まり対 策、土地管理区分検討、農地周 辺草木除去
2	A2-85	むつ市 (脇野沢)	A 4	B 4 ∼ B 6	L 5	小屋への侵入。屋根・ベランダ等の家屋への出没。電 線の伝い歩き。ほぼ1年を通じて集団で農地へ出没 し、農作物を採食。	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払 い、モンキードックの検討	放棄作物管理対策、戸締まり対 策、土地管理区分検討、農地周 辺草木除去
3	A 8 7	むつ市 (脇野沢)	A 3	В 3	L 3	季節的に群れの一部が農地に出没し、農作物を採食。 人を判断して逃げない場合もある。	無し(加害状況に応じて 検討する)	電気柵、追い上げ、追い払い	放棄作物管理対策、戸締まり対 策、土地管理区分検討、農地周 辺草木除去
4	O 1	むつ市 (脇野沢)	A 0	В 1	L 1	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
5	O 2	むつ市 (脇野沢)	A 0	В 1	L 1	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
6		むつ市 (脇野沢)	A 0	В 0	L O	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
ь	В	佐井村	A 0	В 0	L O	無し	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
7	U	佐井村	A 0	В 0	L O	無し	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
8	Z 1	佐井村	A 0	В 0	L O	無し	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
9	Z 2 A	佐井村	A 4	В 4	L 4	屋根への出没。電線の伝い歩き (人家、小屋への侵入 はない。農業被害が中心)	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い	放棄作物管理対策、農地周 辺草木除去
10	Z 2 B	佐井村	A 4	В 4	L 4	屋根への出没。電線の伝い歩き (人家、小屋への侵入 はない。農業被害が中心)	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い	放棄作物管理対策、農地周 辺草木除去
11	Z 2 C	佐井村	A 4	B 2	L 4	屋根への出没。電線の伝い歩き (人家、小屋への侵入 はない。農業被害が中心)	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い	放棄作物管理対策、農地周 辺草木除去
		大間町	A 0	В 0	L O	集落への出没は無し。	無し	定期的追跡調査の継続	放棄作物管理対策、戸締ま り対策
12	M1A	風間浦村	A 4	В 3	L 2	人家周辺にまで出没するようになっている。	無し (加害状況に応じて 検討する)	電気柵、追い払い	放棄野菜など餌となるもの の除去
13	M 1 B	大間町	A 0	В 1	L 1	集落への出没は無し。	無し	定期的追跡	調査の継続
10	MIB	風間浦村	A 0	В 1	L 1	無し	無し	生息動	向監視
14	M1C	大問町	A 4	В 4	L 4	人家裏庭・畑に出没、野菜等の被害。	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い、 接近警報システム、分派分裂グ ループの電波発信機の装着	農地周辺の藪の除去、人家 及び農地周辺のクズ野菜な ど餌となるものの除去
		風間浦村	A 3	В 3	L 2	人家周辺にまで出没するようになっている。	無し (加害状況に応じて 検討する)	電気柵、追い払い	放棄野菜など餌となるもの の除去
15	M2A	むつ市 (川内)	A 2	В 2	L 2	季節的に群れの一部が農地に出没し、農作物を 採食。 (出没している群れの断定ができな い。)	無し (加害状況に応じて 検討する)	追い上げ、追い払い、生息域 の監視	餌やり防止対策、放棄作物管理 対策、農地周辺の草木除去
10	W Z A	佐井村	A 0	В 0	L 0	人家周辺・農地への出没無し。	無し	追い上げ、追い払い、生息域 の監視	餌やり防止対策、放棄作物管理 対策、農地周辺の草木除去

番			加害レ				ŧ	詳れの保護管理方	針
号	群名	生息域の町村	農地への出 没・農業被害 レベル	人馴れ進行・ 生活環境被害 レベル	総合レベル	集落への出没・加害状況	個体の捕獲	被害防除	環境対策
16	M 2 B	むつ市(大畑、川 内)	A 2	В 2	L 2	季節的に群れの一部が農地に出没し、農作物を採食。 (出没している群れの断定ができない。)	無し (加害状況に応じて 検討する)	追い上げ、追い払い、生息域 の監視	餌やり防止対策、放棄作物管理 対策、農地周辺の草木除去
17	M 2 C	佐井村	A 2	В 1	L 2	Y群に比べ1/3程度の割合で集落に出没。人慣れの程度はY群ほどではない。	無し (加害状況に応じて 検討する)	追い上げ、追い払い	農地周辺の藪の除去、人家及び 農地周辺のクズ野菜など餌とな るものの除去
18	Y1	佐井村	A 4	В 6	L 5	H13に人家侵入の報告あり。屋根、ベランダなどの 家屋へ出没。人家裏の保存用野菜の被害。電線の伝い 歩き。(佐井村の群れでは最も住宅地付近への出没が 多く、人慣れが進んでいる)	加害個体除去	追い上げ、追い払い、電気柵 の設置、防災無線による情報 提供	農地周辺の藪の除去、人家及び 農地周辺のクズ野菜など餌とな るものの除去
		大問町	A 4	В 4	L 4	人家周辺の畑に出没、人家周辺の野薬等被害、電線の 伝い歩き、群れ周辺のハナレザルの人家侵入確認。 (大間町)	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い、 接近警報システム、分派分裂グ ループの電波発信機の装着	農地周辺の藪の除去、人家及び 農地周辺のクズ野菜など餌とな るものの除去、戸締まりの徹底
19	Y 2	佐井村	A 4	В 4	L 4	屋根、ベランダなど家屋への出没。人家裏の保存用野菜の被害、電線の伝い歩き。(佐井村の群れでは最も 住宅地付近への出没が多く、人慣れが進んでいる) (佐井村)	個体数調整	追い上げ、追い払い、電気柵 の設置、防災無線による情報 提供	
20	KA	むつ市 (大畑)	A 0	В 0	L O	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
21	ко	むつ市 (大畑)	A 0	В 2	L 2	人家周辺・農地への出没無し。人を判断して逃 げない場合もある。	無し (加害状況に応じて 検討する)	生息動向監視	放棄作物管理対策、餌やり 防止対策
22	Ar1	大間町	A 0	В 1	L 1	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	定期的迫跡	調査の継続
55		佐井村	A 0	В 0	L 0	無し	無し	生息動	向監視
23	Ar2	大問町	A 4	B 4 ∼ B 5	L 4	屋根など家屋への出没、人家周辺の野菜等被 害、電線の伝い歩き、群れ周辺のハナレザルの 人家侵入確認。	加害個体除去	電気柵、追い上げ、追い払い、 接近警報システム、分派分裂グ ループの電波発信機の装着	農地周辺の藪の除去、人家及び 農地周辺のクズ野菜など餌とな るものの除去、戸締まりの徹底
		佐井村	A 0	В 0	L 0	無し	無し	生息動	向監視
24	A r 3	大間町	A 0	В 1	L 1	人家周辺・農地への出没無し。人の姿を見ると 逃げる。	無し	定期的迫跡	調査の継続
25	I 1	風間浦村	A 0	В 0	L 0	集落には出没していない。	無し	生息動	向監視
26	1 2	むつ市 (大畑)	A 4	B 4 \sim B 6	L 5	群れの一部が庭先に出没。ほぼ1年を通じて集 団で農地へ出没し、農作物を採食。	個体数調整	電気柵、追い上げ、追い払い、 モンキードックの検討	放棄作物管理対策、戸締まり対 策、土地管理区分検討、農地周 辺草木除去
20		風間浦村	A 4	В 6	L 5	頻繁に人家に出没し、数頭は屋根にまで登っている。 ベランダへの侵入も1件報告があった。	個体数調整	電気柵、追い払い	放棄野菜など餌となるもの の除去、戸締まりの徹底
		むつ市 (大畑)	A 0	В 0	L 0	人家周辺・農地への出没無し。 (大畑地区では、群れ確認できない。)	無し	生息動向監視	餌やり防止対策
27	Ι3	風間浦村	A 3	В 4	L 3	通年ではないが、人家に出没し屋根に登ってい る。	個体数調整	電気柵、追い払い	放棄野菜など餌となるもの の除去、戸締まりの徹底
28	I s	風間浦村	A 4	В 3	L 3	人家周辺には出没しているが、屋根に登る行為 はなくなっている。	個体数調整	電気柵、追い払い	放棄野菜など餌となるもの の除去
29	? (男川)	むつ市 (川内)	A 0	В 0	L 0	無し	無し	生息動	向監視

特 定 鳥 獣 保 護 管 理 計 画 の 実 施 体 制

図 - 4



青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円一銭| 年週月・水・金曜日発行